

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 令和2年6月29日(月) 13:03~17:45

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

川口 延良 委員長

田中 惟允 副委員長

山中 益敏 委員

中川 崇 委員

池田 慎久 委員

西川 均 委員

和田 恵治 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 水循環・森林・景観環境部長

谷垣 産業・観光・雇用振興部長

土屋 観光局長

杉山 食と農の振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第54号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(経済労働委員会 所管分)

議第64号 市町村負担金の徴収について

(経済労働委員会 所管分)

報第2号 令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

令和元年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(経済労働委員会 所管分)

令和元年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(経済労働委員会 所管分)

報第 4号 令和元年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 9号 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告について

報第10号 一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告について

報第11号 奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について

報第12号 公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第13号 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告について

報第20号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

令和2年度奈良県一般会計補正予算（第2号）

（経済労働委員会 所管分）

報第21号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

（経済労働委員会 所管分）

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

（経済労働委員会 所管分）

（2）その他

<会議の経過>

○川口（延）委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会を開会します。

本日の委員会では、新型コロナウイルス感染防止の観点から密集・密接を避けるため、事前に私から指定しました理事者に限って出席を求めていますので、ご了承願います。

なお、理事者におきましては、村田水循環・森林・景観環境部次長が忌引のため欠席されています。代わりに、阪口水循環・森林・景観環境部次長が出席されていますので、ご了承願います。

今定例会において、密集・密接を避けるため、各委員会の傍聴の定員を5名としております。

本日、当委員会に対し、1名から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め5名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により、出席要求をする理事者をお手元に配付した資料のとおり変更しておりますので、ご了承願います。

それでは、水循環・森林・景観環境部長、産業・観光・雇用振興部長、観光局長、食と農の振興部長の順に自己紹介をお願いします。

なお、その他の方につきましては、お配りしました座席表をご覧くださいこととし、紹介を省略させていただきますので、ご了承ください。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 4月1日付で水循環・森林・景観環境部長を拝命いたしました榊田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 4月1日付で産業・観光・雇用振興部長を拝命いたしました谷垣でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○土屋観光局長 同じく4月1日付で観光局長を拝命いたしました土屋でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○杉山食と農の振興部長 食と農の振興部長の杉山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○川口（延）委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、水循環・森林・景観環境部長、産業・観光・雇用振興部長、観光局長、食と農の振興部長の順に説明を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご説明、ご報告を願います。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 それでは、令和2年6月定例県議会提出議案のうち、水循環・森林・景観環境部所管分について説明させていただきます。

まず、報第2号、令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。「第342回定例県議会提出令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の51ページをお開き願います。

繰越明許費でございますけれども、3、地域振興費、1、地域振興調整費、水道施設等耐震化等事業で1億2,000万円余。

次に、52ページをお願いします。6、くらし創造費、6、景観自然環境費の国立国定自然公園施設等整備事業で900万円余。

続きまして、53ページ、8、農林水産業費、4、林業費、奈良県木材生産推進事業で1,900万円余、木材加工流通施設整備事業で1億2,000万円余、林道整備事業で1億4,000万円余、持続的林業確立対策事業で200万円余、治山事業で6億9,000万円余。

最後に、55ページをお願いいたします。13、災害復旧費、1、農林水産施設災害復旧費、林道災害復旧事業で1億1,000万円余を繰り越すものでございます。

主な繰越し理由は、国の補正予算に対応するため、令和元年度2月補正予算に計上したことによるものや、工法検討や工事の施工に係る地元調整に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

繰越事業につきましては、今後とも関係機関や地元とも調整を図りつつ、事業の早期完了に努めてまいります。

続きまして、報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。

同じ資料でございますけれども、93ページをお願いします。自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてでございます。

水循環・森林・景観環境部に関するものは、番号の6でございます。事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりでございます。

公用車の使用に当たりましては、安全運転を徹底するよう指導を行い、事故防止に努めてまいります。

以上が、水循環・森林・景観環境部所管分についてでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 それでは、産業・観光・雇用振興部に係る6月定例県議会提出議案についてご説明を申し上げます。

まず、予算案の概要についてご説明を申し上げます。「6月定例県議会提出予算案の概要」をご覧ください。

まず5ページからお願いします。県有施設感染拡大防止事業でございます。県有施設における新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必要な備品等を整備するものがございます。このうち、産業・観光・雇用振興部所管分の補正予算額は800万円でございます。

次に、14ページをお願いします。県内消費喚起支援事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費の喚起と県内商業の活性化を図るため、市町村が行う商品券などの発行事業に対して上乘せ支援を行うものがございます。

次に、15ページをお願いします。中小企業等再起支援事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業等の早期の再起を支援するため、新事業の創出や新業態への転換などの取組に対し、補助するものがございます。補助額は、製造業で1,000万円、非製造業で500万円を上限とし、補助率は3分の2としております。

新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業でございます。県内中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少の回復に向けた取組を促進するため、幅広い業種の事業者を支援してまいります。補助額は50万円を上限とし、補助率は4分の3としております。

次に、16ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症対策経営相談体制支援事業でございます。商工会議所等が行うオンラインを活用した経営相談体制の構築に対し、助成を行うものがございます。

新型コロナウイルス感染症対応特別労働相談事業でございます。国の支援策である雇用調整助成金の拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設に対する事業主、あるいは労働者からの相談に対応し、円滑な申請につなげるため、相談体制の整備を行うものがございます。

制度融資の貸付枠の拡大でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援いたします。今回、貸付枠を1,500億円から3,000億円に拡大をお願いするものがございます。

次に、17ページをお願いします。オンライン労働相談体制構築事業でございます。県内就労あっせん・起業支援センター等で行っている就労相談をオンラインで実施でき

るよう体制の整備を行います。

その1つ下、オンラインを活用した採用活動支援事業でございます。学生に対する県内企業の周知や人材確保を支援するため、オンラインを活用した合同企業採用説明会を開催します。

奈良県経済・労働緊急調査検討事業でございます。新型コロナウイルス感染症による経済・労働情勢への影響を分析し、県内の実情に応じた経済の再活性化等に向けた取組を検討いたします。

県内での新しい働き方検討事業でございます。経済活動の再活性化と感染症対策が両立できるよう、リモートワーク等の新型コロナウイルス感染症対策における好事例の調査を通じて、県内での新しい働き方について検討を行います。

次に、18ページでございます。新しい生活様式に対応した企業立地支援策検討事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業ニーズの調査を行い、海外から国内へ生産拠点等を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討を行います。

次に、20ページをお願いします。債務負担行為補正でございます。制度融資の利子補給について、貸付枠の拡大に伴い債務負担行為の限度額の増額をお願いするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

次に、「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」でご説明を申し上げます。まず50ページをお願いします。報第2号、令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

57ページ、令和元年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書でございます。産業・観光・雇用振興部所管につきましては、第9款、産業振興費、第2項、産業政策費の中南和振興のための産業集積地形成事業でございます。

本事業は、御所インターチェンジ周辺における産業集積地形成事業地内の水路等の設計業務でございます。令和元年度中に業務完了の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により業務を一時中断したため、やむを得ず繰越しを行ったものでございます。

なお、本事業は4月10日に完了しています。

続いて、66ページをお願いします。報第9号 公益財団法人奈良県地域産業振興セ

ンターの経営状況の報告についてでございます。地方自治法第243条の3第2項の規定により、同財団の経営状況を報告するものでございます。

「公益財団法人奈良県地域産業振興センター令和元年度事業報告書」でございます。1ページでございます。まず、概要欄の7行目辺りからでございますが、県内中小企業の自立・成長・継続への支援により県内産業の振興を図ることを使命としております当財団では、1、経営力向上、2、企業価値向上、3、経営基盤構築を重点的に支援する方針で事業を実施しました。その主なものについてご説明をさせていただきます。

4ページでございます。先ほど申し上げました3つの柱のうち、1、経営力向上支援でございます。(1)中小企業若手経営者育成支援事業として、県内の若手経営者等を対象にセミナーを開催しました。延べ参加者は125名でございます。

次に、(3)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業では、国の委託を受け、当財団内でよろず支援拠点を運営しており、水曜日を除く平日と土曜日も夜間相談に応じるサテライトオフィスを近鉄奈良駅前に設け、事業者に対し、きめ細かなサポートを実施しました。また、令和2年1月29日から新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を開催し、日曜日、祝日も相談業務を実施しました。

次に、6ページをお願いします。(5)プッシュ型事業承継支援高度化事業は、中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑に進めるため、平成30年4月から国の委託により、県と連携し、事業承継支援を行っています。

次に、7ページ、2、企業価値向上支援でございます。(1)BtoBマッチング促進事業は、中小企業の優秀な技術を基に企業と企業を結びつけるため、コーディネーター等が県内企業等209社を訪問し、11件の協業成立を支援しました。

また、8ページの④国内広域商談会出展等支援事業の実施や9ページの⑤まほろば産学官連携懇話会の開催などを行っています。

次に、10ページをお願いします。(3)なら農商工連携ファンド事業でございます。この事業は、中小企業と農林漁業者が連携して取り組む県新商品開発販路開拓事業等に対し助成するもので、試作品開発を行う11件の事業者に助成を行いました。

11ページ、(4)奈良県中小企業等海外出願・侵害対策支援事業では、中小企業が外国の特許庁へ支払う出願手数料などについて、国の支援を受け15社に助成を行っています。

次、12ページをお願いします。(6)戦略的基盤技術高度化支援事業では、13ペ

ージ記載の国の採択を受けた3件の研究開発プロジェクトに対して、事業管理機関として参画し、研究から施策までの事業管理を実施しました。

次に、14ページをお願いします。経営基盤構築支援でございます。(1)設備貸与事業では、設備投資に対する資金面の支援等を行っています。

次に、財務諸表についてご説明申し上げます。

まず、17ページは全事業の貸借対照表でございます。当年度の欄の資産合計は25億1,100万円余、負債合計は18億7,500万円余、正味財産の合計は、6億3,600万円余となっています。

次に、20ページをお願いします。20ページは正味財産増減計算書でございます。当年度の欄をご覧いただけたらと思います。経常増減の部におけます経常収益は7億3,400万円余でございます。

次に、21ページの経常費用計は9億3,500万円余でございます。差引き2億円余のマイナスとなりました。

経常外増減の部における当期経常外増減額は、1億8,500万円余でございます。当期一般正味財産増減額は、1,500万円余のマイナスとなっています。一般正味財産の期末残高は、期首残高2億2,900万円余に、その増減額を加え、期末残高は2億1,400万円余となっています。

また、当期指定正味財産増減額は、6,900万円余のマイナスでございます。指定正味財産期末残高は、期首残高4億9,200万円余に、この増減を加え4億2,200万円余となっております。

一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計であります令和元年度正味財産期末残高は、6億3,600万円余となりました。

以上で、令和元年度事業報告の説明を終わらせていただきます。

引き続き、令和2年度の事業計画についてご説明を申し上げます。

「公益財団法人奈良県地域産業振興センター令和2年度事業計画」をご覧ください。

3ページをお願いします。1、経営力向上支援につきましては、(1)中小企業若手経営者育成支援事業、(2)専門家派遣事業、(3)よろず支援拠点、4ページの(4)下請かけこみ寺事業、(5)プッシュ型事業承継支援高度化事業等々を引き続き実施します。

次に、5ページ、2、企業価値向上支援でございます。(1)BtoBマッチング促

進事業でございます。企業価値の向上を図るため、新事業への取組や新技術、新商品、新サービスの開発の取組を支援したいと思っております。

次に、6ページでございます。令和2年度の新規事業、(3)中小企業地域資源活用等促進事業でございます。これは、県内の中小企業・小規模事業者に対しまして、地域資源を活用した新商品、新サービスの開発や販路拡大などの新事業展開に係る経費の一部について助成を行うものでございます。1企業に対する上限額250万円まで、支援数、3社程度を予定しています。

次、7ページ、経営基盤構築支援でございます。中小企業の経営基盤の強化を図るための資金面での支援として、(1)設備対応事業等々、引き続き実施をするものでございます。

次に、9ページ、収支予算書でございます。合計欄、経常収益計が7億5,300万円余、10ページの経常費用計が9億3,100万円余を見込んでいます。当期の経常増減額は、1億7,700万円のマイナスとなっています。経常外収益が、その下でございますが、1億7,400万円余を見込んでいます。これに指定正味財産増減額を加えますと、令和2年度の正味財産期末残高は、5億1,600万円余を見込んでいます。

これで公益財団法人奈良県地域地場産業振興センターの経営状況の報告を終わらせていただきます。

「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の77ページでございます。報第20号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。

令和2年度奈良県一般会計補正予算(第2号)でございます。

次の78ページをご覧ください。これは制度融資につきまして、融資申込みが増加し、貸付額の不足が見込まれたことから、貸付枠を1,000億円から1,500億円と拡大するため、5月27日付で専決処分を行わせていただいたものでございます。

次に、81ページをお願いします。制度融資の利子補給につきましても、貸付枠の拡大に伴い、債務負担行為の限度額の増額を行わせていただいたものでございます。

次に、86ページをお願いします。報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。

奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例でございます。内容は88ページ、第1条でございますが、これは組織改編に伴う部の名称変更によ

り関係条例を整理するため、所要の改正を行ったものでございます。

令和2年6月定例県議会に提出させていただきました産業・観光・雇用振興部の議案に係る説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○土屋観光局長 観光局所管の6月定例県議会関係の議案等を説明させていただきます。議第54号の補正予算関係、報第2号の繰越し関係、報第10号の奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告、この3件でございます。

予算関係でございます。「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」をご覧くださいければと思います。

まず5ページ、県有施設感染拡大防止事業でございます。県有施設における感染症対策に必要な備品などを整備するもので、観光局関連では、奈良県コンベンションセンターなど計2施設に対しまして400万円の補正予算を計上しております。

続きまして、14ページをお開きいただければと思います。4、経済活動活性化でございますが、観光局関連は、15ページでございます。県内宿泊等促進キャンペーン事業、これは新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要を喚起するために、県内宿泊事業者が設定した宿泊プランなどに対して割引クーポンを発行しようとするものでございます。

次、国内誘客促進強化事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響の終息を見据え、新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発、動画の制作などにより、観光地としての魅力を発信しようとするものでございます。

16ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金でございます。これは、観光関連施設における感染防止対策、受入環境整備、こういった取組を支援するものでございます。

続きまして、繰越し関係のご説明をいたします。「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の57ページをお開きいただければと思います。

外国人観光客受入環境整備促進事業につきまして、1,800万円の繰越しでございます。これは、コロナウイルスの影響により部品調達が遅延したということで、事業主体の業務が遅延したことによるものでございます。

続きまして、報第10号、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況の報告についてご説明します。ビジターズビューローの昨年度の事業報告、令和2年度の事業計画に基づきご説明を申し上げます。

まず、令和元年度の事業報告でございます。1ページでございますけれども、活動は大きく4つの柱がございまして、1つ目の柱、インバウンド向け旅行商品の販売でございます。これにつきましては、1、WEB広告業務、2、SEO対策業務など、外国人観光客に対する情報環境の整備を観光庁の補助事業を活用するなどにより実施しております。

そのほか4～5、ファムトリップ実施及び海外事業者との関係構築におきまして、海外の旅行会社やメディアなどとの関係構築を行い、インバウンド旅行商品を完売しました。

4ページをお開きいただければと思います。2つ目の柱、魅力ある観光地域づくり促進事業でございます。これにつきましては、1、モニタリング業務として訪日外国人の動向調査を実施し、訪日外国人が求めるコト消費に関するマーケティング分析などを行っております。

また、3、体験プログラム販売では、ビューローの予約販売サイト「奈良体験.com」を国内外の旅行会社にPRして、旅行商品の販売を行っております。

6ページ、7、旅行商品の販売受託でございますけれども、これは県内の宿泊客が減少する夏と冬のオフ期における誘客促進策として、「うまし夏めぐり」「うまし冬めぐり」の2つのキャンペーンを展開したものでございます。

8ページをご覧くださいいただければと思います。3つ目の柱、地域連携DMO促進事業でございますけれども、主なものとしまして、2、文化財多言語解説整備事業でございますけれども、県内15の社寺におきまして、多言語解説看板及びデジタルサイネージを整備しております。

3、JRキャンペーン連携につきましては、JR東海の「うましうるわし奈良」キャンペーンなどと連動して、県内主要社寺での着地型旅行商品を提案・販売しております。

最後、4つ目の柱、12ページでございます。コンベンションの誘致・開催支援事業でございます。これにつきましては、県内外の大学などへの誘致活動に取り組んだほか、国際コンベンションなどへの開催助成を行っております。

これに基づきました収支計算書でございます。14ページをお開きいただければと思います。

決算額でございますけれども、まず事業活動の収入につきましては、5億7,180万円余りとなっております。これに対する事業活動の支出は、16ページ、5億6,4

84万円余りとなっております。この収支差695万円余りの黒字となっております。これに前期からの繰越金を合わせた次期繰越収支差額は2億4,780万円余りとなりますけれども、一部国の補助金の立替払いが入っていますので、実質的にはこれを除く1,180万円余りが次期に繰り越されます。

続きまして、令和2年度の事業計画書をご覧くださいと思います。タイトルは「補正」となっておりますけれども、これは奈良県ビクターズビューローの理事会、あるいは評議委員会で事業計画が5月に承認されまして、その後という意味でございます。

今年度の内容につきましても、まず1ページをお開きいただきまして、大きな柱は変わらないところでございます。まず、世界水準のDMOを目指してとしまして、組織の目指す在り方を述べております。県の観光地域づくりのかじ取りを担う観点から、多様化する訪日外国人ニーズを的確に捉え、行き届いたサービスの提供を行うことに加え、奈良の魅力をみずから編さんし、県内各地への周遊促進につなげて、地域の観光経済活性化に努めてまいりたいというものでございます。

取組の柱1つ目、インバウンド向け旅行商品の販売でございますけれども、ビクターズビューローの直接販売体制を強化いたしまして、外国人向けオーダーメイド型旅行予約販売サイトと奈良県内の体験プログラム予約販売サイト、この2つのウェブサイトを中心として、効果的なインバウンド旅行商品の販売に努めたいと考えております。

2ページ、2つ目の柱、魅力ある観光地域づくり促進事業でございますけれども、国内旅行商品販売として、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、まずは国内日本人向けの旅行商品の造成・販売を強化するというところで、地域活性化等につなげたいと考えています。

オフ期の宿泊滞在を促進するという観点から、夏と冬を中心に行っております「うまし奈良めぐり」、この観光キャンペーンは引き続き実施します。

3ページ、7、アンテナショップとしまして、奈良県猿沢インにおきまして、県内全域の地場産品などを販売するアンテナショップ兼コンビニエンスストアを経営・運営して、外国人目線での取扱商品の開拓などを行いたいと考えております。

3つ目の柱でございます。4ページをお開きいただければと思います。地域連携DMO促進事業でございますけれども、1、JRキャンペーン連携としまして、引き続きJR東海のキャンペーンと連動して、それに合わせた奈良の魅力ある歴史文化資源を活用した旅行商品の販売促進を強化したいと考えております。

8、コンサルティング・受託業務としまして、地域DMOとして、あらゆる観光産業に関する業務の企画、運営、アドバイスなどを行うコンサルティング業務に力を入れ、地域観光、経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

最後、4つ目の柱、6ページをご覧いただきたいと思います。コンベンションの誘致・開催支援事業でございます。経済効果の高い国際会議、医学系会議、スポーツ大会を中心に誘致・支援活動を展開して、この春開業しましたコンベンションセンター、あるいは春日野国際フォーラム薨などへの誘致を積極的に推進することとしております。

これら4つの柱の事業の実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の状況に配慮しながら取り組んでいくこととしております。

予算書でございます。7ページ、まず事業活動の収入としまして、令和2年度補正予算、3億4,695万9,000円を計上しております。

これに対し支出でございますが、9ページ、3億5,402万6,000円を計上しております。この差額につきましては、706万円余りの赤字を見込んでおりますけれども、前年度からの繰越金が1,100万円程度ございます。これを活用いたしまして事業を実施したいと考えております。

以上、令和2年の事業計画でございます。

観光局所管の関係の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○杉山食と農の振興部長 食と農の振興部の関係の説明をさせていただきます。

議第54号の補正予算、議第64号の市町村負担金の徴収、報第2号の繰越し関係、報第4号の市場特会の繰越し、報第11号から13号、第三セクター関係の経営状況の報告、報第21号の専決処分の報告について簡潔にご説明を申し上げます。

それでは、まず補正予算についてご説明を申し上げます。「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」の5ページをお願いします。

1、感染症拡大予防対策の徹底の関係でございます。県有施設感染拡大防止事業では、県有施設の感染拡大を防止するための備品の整備ということで、当部所管としましては、NAFICと五條市にございます柿博物館の2か所について400万円の補正をお願いしています。

続きまして、15ページをお願いします。県民による県民のための県内消費の喚起の関係でございます。県産牛肉等の学校給食提供推進事業でございます。新型コロナウイ

ルス感染症の影響により消費が低迷している県産牛肉や大和肉鶏等の消費を促進するため、県内小・中学校、特別支援学校等の学校給食へ食材を提供する取組を支援するものでございます。牛肉については1人100グラム以内を年3回、また肉鶏につきましては1人年間150グラム以内、5回以内ということで提供していただきたいと考えております。消費喚起と併せまして、子どもたちに奈良のおいしい畜産物を食べていただく機会ということで、PR、あるいは食育にも寄与できたらと考えています。

続きまして、16ページをお願いします。上から2つ目の事業でございます。国産農畜産物供給力強靱化対策事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、農産物の国産化へのニーズが増大していることから、供給力を強化するための施設整備、記載のとおり4つの事業主体に対して支援を行うものでございます。

輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備補助事業では、県内からの輸出を回復するため、食品の輸出を行う食品製造者の施設整備等を支援するものでございます。

飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業では、県民の新しい生活様式に対応するため、飲食店等がテイクアウトやデリバリーを導入する取組に対して、1事業者10万円を上限として支援するものでございます。

17ページをお願いします。農畜産物インターネット販売推進事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した農畜産物の売上げを回復させるとともに、販路拡大による安定的な経営を図るため、インターネット販売の導入に向けた研修を実施するものでございます。

以上が、予算案の概要に関する説明でございます。

続きまして、「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の43ページでございます。

議第64号の市町村負担金の徴収についてご説明申し上げます。

当部所管は、県営土地改良事業でございます。地方財政法及び奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、工事により利益を受ける市町村に対して、受益の限度において費用の一部をご負担いただくものでございます。対象事業は、県営ほ場整備事業、県営農地環境整備事業、一般農道整備事業、県営ため池整備事業等を予定しています。関係市町村は記載のとおり、奈良市ほか11市町村でございます。事業費は7億5,000万円余、負担率は記載のとおりとなっております。また、負担金額は9,10

0万円余となっています。

続きまして、50ページをお願いします。報第2号の令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

52ページをお願いします。

第8款、農林水産業費でございますが、第1項、農業費、担い手確保経営強化支援事業から、次のページの第3項、農地費、地籍調査事業までの15の事業で、繰越額は合計15億1,000万円余となっています。主な理由は、国の補正予算に対応するために昨年度の2月補正予算に計上したことによるものや、工事進入路に係る地元調整等に不測の日数を要したものによるものでございます。

続きまして、55ページをお願いします。第13款、災害復旧費でございますが、第1項、農林水産施設災害復旧費の農地及び農業用施設災害復旧費で400万円余となっております。主な理由は、工事用地の調整に係る事業実施主体の遅れによるものでございます。

続いて、61ページをお願いします。報第4号、令和元年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

中央卸売市場再整備推進事業で1,600万円余となっています。主な理由は、当該事業のうち、中央卸売市場再整備に伴う北側用地を買収するための用地測量業務において、関係自治会に対する基本計画の説明などの地元調整等に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

ただいまご説明申し上げました繰越事業につきましては、今後とも関係機関や地元との調整を図りつつ、事業の早期完了に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、86ページをお願いします。報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。

このうち当部に関するものは、自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてでございます。

93ページの番号7でございます。事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりでございます。

今後、安全運転の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めてまいる所存でございます。

続きまして、報第11号から13号、公社等の経営状況について別冊でご説明させて

いただきます。

奈良市場冷蔵株式会社の関係をご説明申し上げます。「令和元年度業務報告書」の1ページ、1、事業の実施状況でございますが、奈良市場冷蔵株式会社は、昭和52年の奈良県中央卸売市場開設以来、生鮮食料品の流通に不可欠な冷蔵施設を有する冷蔵倉庫会社として市場の円滑な運営と食の安定供給に大きな役割を担っているところでございます。奈良市場冷蔵（株）の資本金は1,000万円で、このうち奈良県が450万円出資しています。

業務実績でございます。取扱状況でございますが、令和元年度の場内保管収入、場外保管収入、合わせて元年度実績は1億8,300万円余でございます。営業収入合計は、2億8,000万円余となっております。

続きまして、3ページ、財務報告でございます。

貸借対照表でございますが、資産合計は9,300万円余、負債合計が8,300万円余、純資産合計は1,012万9,280円という状況でございます。

4ページ、損益計算書でございます。売上高、保管収入等でございますが2億8,000万円余、これに対して売上原価、人件費や電気代等でございますが2億円余でございます。営業外収益、営業外費用を含めた経常利益でございますが、273万9,000円のマイナスということで、法人税等調整後、当期純利益でございますが、3万3,000円の黒字となっております。

続いて、「令和2年度事業計画書」を説明させていただきます。

1ページ、令和2年度事業計画書ということで、県民の食生活の安全・安心に寄与する必要不可欠な業務であるという使命感の下に安定した会社経営を目指し、収入増に向けた取組を推進するとともに、業務内容の見直しにより固定費等を削減し、収益力の向上を図ってまいりたいと考えています。

2ページ、収支計算書でございます。売上高でございますが、事業活動収入計2億8,600万円余、事業活動支出計2億8,400万円余、事業活動の収支差額は194万7,000円を見込んでいます。事業活動収支差額に事業外活動の収支差額などを合わせまして、当期収支差額は50万7,000円と見込んでいます。

以上で、奈良市場冷蔵株式会社の説明とさせていただきます。

続いて、食肉公社の関係の説明をさせていただきます。奈良県食肉公社の「令和元年度業務報告書」の1ページ、令和元年度の事業の実施状況でございます。

奈良県食肉公社は、公益財団法人として、畜産振興と県民生活の向上に寄与するという公益目的に沿い、安全・安心なと畜事業を行っているところでございます。平成25年4月から当公社が直接実施しておりますと畜事業について、おおむね順調に推移しています。施設の管理運営事業と併せて、効率的で透明性の高い運営に努めています。

また、令和3年6月から施行されます食品の衛生管理手法、HACCPに沿った衛生管理に対応するために、衛生管理設備の改修及び経年劣化した設備の更新に取り組んでいるところでございます。

2ページ、(3)業務の状況でございます。令和元年度の取扱量でございますが、牛2,720頭、豚1万595頭、馬18頭のと畜を行ったところでございます。

3ページ、(5)施設・設備等の適切な維持管理ということで、施設の経年劣化に伴う改修を順次行っているところでございますが、今年度は近隣府県におけるCSF(豚熱)の発生に伴い、緊急防疫対策としてセンター出入口に車両消毒槽の増設を行って対応しているところでございます。

5ページをお願いします。財務報告でございます。

貸借対照表、資産の部でございますが、当年度欄の資産合計が34億7,200万円余、負債の部でございますが、負債合計が1億9,500万円余、正味財産の部でございますが、正味財産合計32億7,700万円余となっております。

続いて、7ページ、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減の部でございますが、経常収支計、当年度3億9,100万円余、経常費用につきましては、7ページから8ページにかけてでございますが、経常費用計4億3,700万円余、当期経常増減額ということで、4,500万円余のマイナスとなっております。これは、主に現金支出を伴わない建物・建築物等の減価償却費相当分でございます。

続いて、令和2年度の事業計画の説明をさせていただきます。「令和2年度事業計画書」の1ページでございます。

事業の実施方針ということで、令和3年6月の改正食品衛生法施行に向け、中核事業であると畜事業のさらなる衛生管理の徹底を図るとともに、施設管理事業においてもHACCPに対応した衛生管理設備等の改修及び経年劣化した設備の更新を積極的かつ計画的に進めていくこととしています。

2、事業計画の概要(1)安心・安全なと畜事業の実施ということで、ただいま申し上げましたHACCPについてのハード面だけではなく、職員の意識向上を図るための

研修等を実施して安心・安全など畜事業の実施に努めたいと考えています。

2 ページ、(2) 効率的で透明性の高い運営ということで、支出面において従来より経費削減を進めてきているところですが、物品調達方法の見直し等によるさらなる経費の節減に努めていくこと。

また、(3) 治水・環境対策等でございますが、地元自治会の方にも参加していただき、環境保全対策協議会を設置して、治水、環境対策のために必要な協議を行うこととしています。

(4) 奈良県食肉地方卸売市場の管理ということで、市場開設者として適切かつ健全な運営を確保するために、卸売業者、買受人等の指導・監督に努めていくことにしています。

続いて、3 ページ、収支予算書でございますが、一般正味財産増減の部、経常収益計 4 億 6 0 0 万円余と見込んでおります。経常費用につきましては、3 ページから 4 ページにかけてでございますが、経常費用計 4 億 6, 5 0 0 万円余、当期経常増減額、5 億 8, 0 0 0 万円余のマイナス、決算と同様に減価償却費に相当する金額については赤字の見込みをしています。

続いて、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターについての説明をさせていただきます。なら担い手・農地サポートセンターの「令和元年度業務報告書」の 1 ページ、令和元年度の事業報告でございます。

令和元年度も、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を図る農地中間管理事業を中心に実施したところでございます。

主要事業についてご説明を申し上げます。

まず、1、農地の集積・集約化でございます。(1) 農地中間管理事業では、マッチングの実績として 2 7 6 件、9 1. 7 ヘクタールのマッチングを行ったところでございます。

(3) 農地保有合理化事業では、農用地の貸借を記載のとおり実施したところでございます。2、担い手の育成・確保の関係では 4 1 件の就農支援相談を、3、農業人材の活用では 4 名の方に無料職業紹介を実施したところでございます。詳細につきましては、2 ページから 5 ページに記載のとおりでございます。

続いて、7 ページ、貸借対照表でございますが、資産の部、資産合計が当年度 9, 7 0 0 万円余でございます。負債の部、負債合計が 3 5 5 万円余、正味財産の部、正味財

産合計9,400万円余でございます。

続いて、8ページ、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減の部の経常増減の部でございますが、経常収益計6,400万円余、経常費用計7,300万円余、当期経常増減額が913万円余のマイナスでございます。この一般正味財産と指定正味財産を合わせまして、正味財産期末残高が9,415万5,475円となっています。

続いて、令和2年度の事業計画の説明をさせていただきます。「事業計画書」の1ページ、令和2年度事業計画でございます。

農地の集積・集約化を図るため、農地のマッチング、担い手の確保等を重点的に推進することとし、併せて収入の確保、経費の節減に引き続き努めてまいることとしております。マッチングの目標として100ヘクタールを掲げているところでございます。

4ページ、予算でございます。一般正味財産増減の部、経常収益計の合計欄が1億5,800万円余、経常費用計1億6,500万円余、当期経常増減額653万2,000円のマイナスでございます。この一般正味財産と指定正味財産を合わせまして、正味財産期末残高9,200万円余となっています。

なら担い手・農地サポートセンターの事業計画の説明については、以上でございます。

以上をもちまして、食と農の振興部の提出議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○川口（延）委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質疑があれば、ご発言を願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

○和田委員 観光局で、奈良県ビジターズビューロー事業報告書の4ページについて、モニタリング業務の分析が出ているということですが、分析の結果を頂けないでしょうか。お願いしたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 ただいまの資料について、改めて回答をさせていただきます。

○中川委員 先ほどご説明いただいた中での質問ですが、県産食材の利用促進についてお伺いします。県産の牛肉や鶏肉の製造、販売などの支援のために、小中学校の給食に採用していただくということですがけれども、具体的にどういった流れで採用されていくのでしょうか。

○溝杭畜産課長 県内の小・中学校、私立学校、特別支援学校の給食に提供にすること

としております。具体的には、各市町村の給食センターや学校法人がメニューを作るのに、食材等を決める調達業者を決められておりますので、基本的にはその業者に対して今回の補助事業であります県産牛肉や大和肉鶏を発注いただく。その発注内容を確認させていただいた上で、県がつくる協議会からそれぞれの市町村教育委員会であつたり学校法人に対して、その該当分の費用をお支払いさせていただくというものでございます。以上でございます。

○中川委員 関連してですけれども、小中学校の給食に提供するということですが、特定の時期に小中学校から発注が集中することになった場合に、こういった方法で対応しようと考えているのでしょうか。

○溝杭畜産課長 本事業の対象者は、児童・生徒、教職員合わせて約11万9,000人でございます。例えば奈良市内の公立小学校だけでも、給食1回当たりに約2万5,000食の提供を予定しております。

発注の流れは先ほどお答えしましたけれども、場合によっては発注時期が重なることも十分考えられます。対象品種を広く設定する牛肉は何とか対応可能と考えておりますが、県内唯一の地鶏であります大和肉鶏につきましては加工業者が少なく、食材の配送も含めて対応に不安があると聞いております。

現在、正確な事業量を把握するための調査を行っているところでございます。来週には担当者説明会も予定しております。発注が集中するような場合につきましては、給食提供日をずらす等の調整をお願いし、スムーズに食材を提供できるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○中川委員 奈良県民が奈良県内に泊まることを対象とした割引キャンペーンとして5億円の予算を組んでおりますけれども、対象を奈良県民に絞っている点につきまして、今後、柔軟に対応していく必要もあるのではないかとといった課題認識を持っております。なぜかといいますと、ほかの府県は、当該府県の在住者に限定をしていないので、結果としまして奈良県内の宿泊施設にとって不利になるのではないかと、そのような視点があると考えております。

G o T oキャンペーンとは別に、2府4県が独自に実施予定の観光キャンペーンをしているわけですが、例えば、大阪府は「大阪の人・関西の人いらっしやい！キャンペーン」として、宿泊に来る方は近畿2府4県を対象にしています。京都府は「京都のお宿で魅力再発見キャンペーン」として、宿泊に来る方は近畿2府4県を対象にし

ております。兵庫県は「Welcom to Hyogoキャンペーン」として、宿泊に来る方は近畿2府4県に加えて、岡山県、鳥取県、徳島県の在住者も対象にしています。和歌山県は「わかやまりフレッシュプラン」として、宿泊に来る方は、まずは和歌山県民を対象としたキャンペーンをしていますけれども、今後、県外在住者を対象にしたキャンペーンも予定されているということです。滋賀県は、宿泊券を事前に購入して宿泊料金の最大半額を補助するキャンペーンとして、予算額は小さいですけれども、対象者は限定していません。どこの方が泊まりに来てもいいというものです。

近畿では奈良県だけが県民のみを対象としていることとなります。荒井知事が先日発表しましたように、今回のアフターコロナを機会として県民が県内で消費することを定着したいと。そういった考え方もあると思いますけれども、一方で奈良県内の宿泊施設が不利ではないかといった捉え方もできるわけです。

このキャンペーンの設計が進みますと、奈良県以外の宿泊施設につきましては、例えば大阪、京都、兵庫、そういったところの施設は、奈良県民を含めて広い範囲からの宿泊者に安く提供できるのに対して、奈良県内の宿泊施設は奈良県民以外には安く提供できない。そういったお客さんを集めにくい構造的な問題が生じるのではないかと考えています。

結果としまして、宿泊施設の経営支援としては効果が限定的になるのではないかと考えているのです。県民に限るという方針につきましては、今後、柔軟に対応していく可能性を残しておいてもいいのではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 宿泊の割引キャンペーンのお尋ねでございます。

今回、奈良県におきましては、奈良県民を対象にしたキャンペーンとしております。近畿各府県を対象とした府県も中にはございます。近畿以外では、様々であります。奈良県としては、代表質問、一般質問等でお答えしたように、まずはコロナで落ち込んだ観光需要を喚起するため、身近にある宿泊の需要を掘り起こすという観光振興から始めていきたいと考えております。

そのための県民対象のキャンペーンではありますが、感染の状況、終息状況も見極めながらということになります。誘客ターゲットを県内から関西、西日本などのエリア、続いて首都圏をはじめとした全国各地、さらには海外といった段階的に対象を広げてい

くことも大事なことだと考えておりますが、まず今回、補正予算で上げさせていただいているこのキャンペーンにつきましては県民対象というところで、県内の消費需要の喚起に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中川委員 もう1点お尋ねしたいのですが、政府のGo Toキャンペーンとは別物であると伺っています。Travelキャンペーンであったり、Eatキャンペーンなどがあるのですが、この政府のGo To キャンペーンとの兼ね合い、関係性につきましてはどう整理をされているのか、聞きたいと考えています。

なぜかといいますと、Go Toキャンペーンにつきましては、夏休みの早い時期から来年の春まで実施する予定であると聞いておりますけれども、今回の県のキャンペーンも夏休みも遅い時期から来年の春ぐらいにかけてと聞いていますので、時期的に丸かぶりです。

先ほど私が申しました観点でいいますと、奈良県民が泊まらないと安くないのかという話でもあるのですが、組み合わせようによっては相乗効果を発揮することができるかと捉えることもできます。何とかこの関係性を整理して、今回はこちらを使ったら得だから使おうといった使い分けをして、より多くの消費が喚起されるような在り方が望ましいのではないかと考えているのですが、どういった整理の仕方をされていますか。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 国のGo Toキャンペーンですが、今、明らかにされているのはGo To Travelキャンペーンが国のほうから、これから、やる予定ということは聞いております。その中で幾つか奈良県との違いを申し上げますと、国の場合は宿泊や日帰り等の代金の2分の1を支援しましょう。宿泊の場合は最大2万円、日帰りの場合は1万円を限度に支援していく。奈良県の場合は補助率最大7割程度という検討をしております。

国は、例えば上限の2万円で宿泊プランを選ばれて使いたいといった場合に、2万円のうち7割の部分は旅行代金に充てられる。残りの3割は土産物や飲食などのクーポンとして付与する形になると聞いております。奈良県の場合は、上限額はまだこれから決めるわけですが、割引額の100%旅行代金に充当していただく形で考えております。

まさにどちらが得かということもあろうかと思えます。相乗効果という点では、仮に同じような時期になったとしても、よりたくさんの方に利用していただくことで、県内

の観光関連業者が潤っていただければいいと考えております。

○中川委員 おっしゃるように、政府のGo Toキャンペーンは最大2万円が返ってくる内容ですので、県と比べますと高い宿泊プランで泊まる場合につきましてはGo To Travelキャンペーンを使ったほうが得になる、安いところに泊まる時は県のキャンペーンを使ったほうが得、日帰りの場合はGo To Travelのほうが得、そういった比較ができるような形で運営してもらいたいと思っております。

もう1点、運営者を公募すると聞いております。今回、5億円の予算のうち、大体10%の5,000万円が運営費と伺っているのですけれども、公募に際しましては何か制限はあるのでしょうか。なぜこういうことを聞くのかといいますと、数年前、結局JT Bが実施したのですけれども、「Agoda」という宿泊サイトを使って展開するといった縛りがあったものですから、結果的にJT Bぐらいしか手を挙げなかったと。そういったこともありましたので、今回、公募に当たりましてはどういった制限があるのか、あるいはないのか、そういったところを教えてくださいたいと思っております。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 今回の公募に当たりましては、提案の資格として、旅行業の許可を受けておられて、奈良県の会計局の登録をしておられる業者としております。

○中川委員 変な縛りがないようで、若干安心しております。

実際に始まるのが8月後半、夏休みの終わりぐらいから、やっこの奈良県キャンペーンができるというスケジュール感を聞いているのですけれども、できるだけ早く始めてもらえたらと思っております。

また後ほどその他のところで、ビジターズビューローの全般につきまして質問したいと思っております。以上です。

○森山委員 私からも同じ補正予算の観光関連の質問をさせていただきたいと思えます。

今回は奈良県全体の景気回復がテーマということで進めますけれども、奈良県の細長い北から南までの長い距離を均衡の取れた振興につなげていただきたいという方向からの質問でございます。

1万5,000円の予算がかかれば、最大7割引きの補助が受けられるということで進めているのですけれども、考えてみますと、大和平野に近い宿泊所に泊まって料理を食べて1万5,000円という割引と、南部の十津川村や下北山村、そういう宿泊所で同じようなサービスを受けるということになると、同じ金額であると近場を選ぶよう

な人が多くなるのではないかと率直に感じるのです。

十津川村は、分かりやすく説明すると、過去に紀伊半島の大水害があったときに、誘客をしようということで、貸切りバスで団体が行くと、その貸切りバス費用を補助しましょうというのがありましたし、寒い時期のシーズンオフになると客足が少なくなると。それを促すために、十津川は路線バスが走っていますから、その路線バスで移動した方には、その運賃を後にキャッシュバックしましょうということで、そのかかる運賃の移動代は無料にして進めていくというサービスがあって、実績も出ていました。

今年、大阪から来られる方を奥吉野のほうまで足を運んでもらうということで、JRで奈良に来られた方が、奈良から特急バスを出して十津川村へ行くと。その十津川村へ行く時間の短縮とか乗り継ぎのことがありましたけれども、内訳を聞いてみると、結構、奈良県下にお住まいの方が利用していたと聞きます。これまでに取り組んで実績のあることを取り入れて、今回の5億円のキャンペーンにつなげていただいたら、誘客が偏らず、気圧配置みたいに北高南低の冬型のような形にならないで、南のほうにももっと足を運んでいただけるのではないかと考えております。その辺りの考えをお聞かせいただいたらと思います。よろしく申し上げます。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 南部地域、特に例に出していただきました十津川村への宿泊において割引がどれぐらいなされて、あと交通費との関係ということです。割引額等については、まだ検討中のところはありますけれども、例えば奈良から十津川村まで電車・バスを使いまして往復交通費が幾らかかるかという計算をしますと、往復大体8,000円ぐらいかかります。現地の宿泊施設、1泊2食で例えば1万2,000円といったときに、合計で2万円のプランが、県内の旅行会社からそういうツアーが出されたと想定したときに1万円割引きますと。2万円のプランが1万円という半額で旅行できるというところに、利用者は割安感を感じて利用していただけるのではないかと期待は十分持っております。それは県内の方々、利用される方の考え方もございますし、そのプランの中で例えば宿泊施設がもう少し宿泊料を圧縮しようとか、いろいろな工夫をされてプランを調整していただければ、より人気も高まってくるのではないかと考えております。そういったことを合わせながら、よいプラン、魅力的なプランを作成していただけたらと考えております。

○森山委員 答弁、ありがとうございました。

その提案は、旅行会社であったらできると思うのですけれども、宿泊事業者、単体の

旅館、民宿などが提案しようと思ったら、宿泊料と晩飯代の1泊2食の内容でしか競えないと思うのです。そういう競い合いを南部と北部でしたときに、同じ金額になって、移動の運賃をどうにかかからないようにしたいと思っても、それは宿泊事業者には提案できない話になるので、まず、南部のほうに行くには、こういう割引制度がありますというのをあらかじめ提案していただいたら、もっと手を挙げていただきやすいものになるし、誘客にもつながるのではないかと思います。

2万円が1万円になるというのはお得だと思いますけれども、前の紀伊半島大水害のときのキャンペーンでも、大体1泊8,000円ぐらいで泊まれたというのです。それはかなりお得だったので行く方がおられて、事業をされている方が少し回復していったという話も聞いています。北部側に勝る料金の安さで行きやすいようにしていただくようにご検討いただけたら、北高南低を改善できるのではないかと期待しております。よろしく願いいたします。

○池田委員 私からも数点にわたって質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大の防止、また感染拡大によって事業者が大変大きなダメージ、影響を受けている。このことに鑑みて、事業者への支援について、先ほども、それぞれの部局長からご説明がございましたように、今回の6月議会では補正予算を組んでいただいているところです。

まず、質問に入ります前に、この新型コロナウイルスの感染拡大によって県内の事業者へ与えた影響について、現状認識をどのようにお持ちなのか、それぞれの部局長さんからお聞かせいただければと思います。よろしく願いします。

○谷垣産業・観光・雇用振興部長 それでは、まず私からお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、本県の経済、社会活動が大きな制約を受けることになりましたのも、ご案内のとおりでございます。私どもは経済、雇用の担当部としまして、県内経済団体をはじめとする様々な業種・業態の皆様から、今回のコロナ禍における事業活動の現状や景気の動向、さらには県内45か所に設けております経営相談窓口などを通じて現場の声をお聞きし、県内の経済・雇用状況の把握に努めているところでございます。

県内経済は各分野で大きな影響を受けていると聞き及んでおり、一例を申し上げますと、建設の分野ですと、工事の中止・延期や着工の先延ばし、さらには資材等の納期の遅れに伴う工期の遅れが生じている。機械・製造の分野ですと、取引工場の生産停止、

あるいは海外からの部品調達が難航している。物流の分野ですと、特に長距離配送の落ち込みが著しい。商業の分野ですと、緊急事態宣言に伴いまして商店街等の客足が遠のきましたことから、特に飲食店は大きな打撃を受けておられると。これら県経済は非常に厳しい状況にあると認識しています。

このような中で、県は中小企業や個人事業者の皆様にご事業を継続していただき、また再起につながる取組を支援していくことが何よりも大切と考えており、それがまた雇用を守ることもつながると考えています。このため、今議会におきまして、感染防止と経済活動が両立するための環境整備や新しい生活様式の実践をはじめとする様々な取組への予算案を計上させていただいたところでございます。これらの施策を通じて事業者への積極的な支援を行うなど、県経済の力強い回復のために全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○土屋観光局長 観光局の分野からのお答えをさせていただきます。

観光客が実際に来ていただいて、見て聞いて触って楽しんでいただくと、これが産業のスタイルでございます。したがって、新型コロナウイルス感染症により人の移動自体ができないのは、かなり大きな打撃なのは明らかでございます。

そういう意味からして、手元の数字だけご紹介しますと、宿泊施設の関係で言いますと、今、直近で出ておりますのが3月ですが、前年同月比で60%の減少、外国人の延べ宿泊者数で90%の減少となっております。これが、緊急事態宣言などが出ました4月以降になれば、恐らくさらに悪い数字が出てくるであろうと思います。サンプルで県で調査しました4月のゴールデンウィーク直前の宿泊施設の稼働状況で、半数以上が休業しているという状況でございましたので、かなりのものになってくると思います。また観光地サイドでも、社寺の拝観などにつきましては、一般の方をかなり制限しておりましたし、特別拝観なども軒並み中止になったということがございます。その後、緊急事態宣言が解除されてから、特に6月に入ってから、いろいろな意味で平常化の方向で動いてきていると思いますけれども、まだ従来には及ばないといった状況とっております。

こういった中で、恐らく観光面に携わられている皆様は相当大的なジレンマがあると思っております。観光客に戻ってきてはいただきたいけれども、逆に来過ぎるといろいろな意味での感染リスクと背中合わせになるということで、相当なジレンマを抱えている状況と私としては考えております。

したがいまして、県としましても、今、補正予算の中で出させていただいておりますけれども、需要喚起をするとともに、観光関連施設の感染症対策の資機材などの整備、そういったところも併せてサポートできればと思っております。まず早急な取組としまして、この予算を通じた取組を県としてもしっかりとやっていきたいと考えております。

○杉山食と農の振興部長 食と農の関係についてお答えさせていただきます。

まず、農業につきましては、インバウンドの減、またホテルや飲食店の休業等によって需要が止まりました主に高級食材で大きな影響が出ていると思います。具体的に申し上げますと、例えば和牛、特にステーキ等に使われます高級な部位、この辺りの価格がかなり下がっており、それに伴って全体的に和牛の価格が下がっているという現状。また、大和肉鶏につきましては、そもそも取引が止まっておりますので、冷凍の在庫がかなりかさばっている状況でございます。

また、例えばイチゴにつきましては、大粒の古都華や白いちごといった特徴ある高級イチゴにつきましては、百貨店や高級果実店の扱いが減り、価格が急激に下がっている現状がございます。

また、お茶につきましても、例えばスポーツ関係のイベントが軒並み止まっておりますので、ペットボトルのお茶がかなり減った、あるいは抹茶を使ったお土産物あたりもかなり止まっておりますので、そういった関係で価格がかなり落ちているというのが現状としてございます。

また、3月から4月にかけてのお花の関係でございます。卒業式、あるいは結婚式といった花需要が一番大きなところ、そういった時期に例えばバラ等の切り花の価格がかなり打撃を受けたという状況がございます。また違う切り口では、例えばイチゴの観光農園あたりは休園をしてしまったたり、やっけていても人数制限しているということで、かなり収入が落ち込んでいる状況がございます。

一方、野菜につきましては、巣籠もり消費もございまして、スーパーや直売所はかなり売上げが増えているということもございまして、全体的には影響はさほどではなかったと思っております。ただ、特定の販売先と契約をして作っている農家さん、例えばカットネギ等の契約をされているような農家さんは、野菜であっても影響が一部出ていたと認識しています。

農産物につきましては季節的なものがございまして、もう少し影響、需要の停滞が長引けば、例えば本県の主要作物である柿ですけれども、ハウス柿が7月から出荷が始

まります。あるいは平群町を中心に作付をされています菊などは、ちょうどお盆の時期、7月から8月が一番価格帯が高い時期に入っていますので、こういった作物についても需要そのもの、あるいはそれに伴って価格で影響がどれぐらいあるのかが非常に気になるところでございます。

主な農業関係の生産面では、いま具体的に申し上げましたけれども、農業者をはじめ食品加工業者、あるいは外食産業の方々も含めて一連の関係者の方、まず作業工程できちっと感染防止を行いながら作業するといった新たな対応、新しい生活様式に対応して物をつくる、あるいは物を売るといった工夫が従前にも増して求められているところだと思います。

ですから、今回、補正予算をお願いしていますが、今後の動向もきちっと見極めた上で、国の補正予算も活用しながら積極的に支援をさせていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○榊田水循環・森林・景観環境部長 新型コロナ禍での林業・木材産業について述べさせていただきます。

林業・木材産業に関しましては、一般質問でも答弁させていただきましたが、依然として厳しい状況にあると認識しております。加えての今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響ということになりますので、さらに危機感を持って当たっていかなければならない、またこれをはね返していく力が必要になると思っております。

4月以降、コロナ禍で私自身も県内を回ってみたかったですけれども、実際、そこまで回り切れておりません。現場を見たり関係者と面談したりすることができていないのが現状でございます。

そんな中ですが、5月に担当課から原木市場、製材工場等の事業者、団体の皆さんにお話を聞かせていただいております。主な意見としましては、原木市場関係では、原木の入荷量に変化はなく停滞もしていないけれども、遠方のお客さんへの販売が少し落ち込んできており、価格は少し下落傾向になっている。製材工場関係では、今のところ受注量に変化はないが、今後、住宅産業のほうで影響が出てくれば、それに連動して影響が出てくるのではないかと心配しているといったお話をいただいております。

いずれにしましても、多くの業界、企業、県民の皆さんが、これまで経験のしたことのない経済的ダメージを受けているのはご承知のとおりだと思いますので、林業・木材産業に関しまして、今回、補正予算はお願いしていませんけれども、現状をしっかりと

受け止めまして、今まで以上に市町村、団体の皆さん等々と連携を一層強化して総力戦で臨まなければならないだろうと思っております。

また、昨年度は奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例をはじめ3つの県条例を制定していただきました。今年度は、これらの条例に基づいて、森林環境の維持向上に関する指針、あるいは県産材の安定供給、県産材の加工・流通、人材の育成・確保等々の各施策の5か年プランを策定する予定でございます。それと、ご案内のとおりフォレスト・アカデミーの準備も進めていきます。これからの林業・木材を発展させるという意味で、一つ重要な節目の年度に今年度はなるだろうと思っております。

このようなことで、この議会が終わりましたら、7月に、一度、南部・東部を中心に市町村長、あるいは関係の団体、事業者の皆さんのところに直接お伺いして意見交換をしたいと思っております。そういったことも参考にさせていただいて、今後の計画、事業実施を進めていきたいと思っております。関係者のご理解、ご協力を得て、奈良県の新たな森林環境管理を進めることと相まって、さらに将来に向けて産業が持続的に発展できますように努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○池田委員 各部長さんから現状認識のご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

県内の事業者、それぞれの分野、業種・業態で大きなダメージを受けていると私も認識しておりますので、それを大前提に今後の6月補正予算の取組、事業のスピーディーな展開をお願いしたいと思っております。

それでは、個々具体の補正予算に関わって質問に入らせていただきたいと思います。

まず、市町村が発行する予定となっておりますプレミアム商品券等への上乗せ支援について、お尋ねしたいと思います。

今回は、県におきまして、市町村が発行するプレミアム商品券のプレミアム分やクーポン券の発行などの事業費と同額を上限として上乗せ支援をするとなっております。

そこで、今回市町村が発行いたしますプレミアム商品券やクーポン券の発行につきまして、県としてどのような効果を期待しているのか、お聞かせいただきたいと思います。また、県内のどれぐらいの市町村において実施を検討されているかについても併せてお聞かせください。

○大西産業振興総合センター所長 商品券発行のお尋ねでございます。

今般、新型コロナウイルスの関係で県経済が非常に落ち込んでいる中で、大きく影響を受けました地域経済の活性化と、地域での消費喚起を図るために大きな柱としております県民による県内消費の喚起として、市町村が主体的に取り組むプレミアム商品券や地域振興券などの発行事業に、県が同額を上乗せして支援を行う補正予算を今般上程させていただきます。

具体的には、この事業につきましては、市町村が地域の実情に応じまして、それぞれ工夫を凝らしていただいて実施します域内の消費喚起事業として、プレミアム商品券やクーポン券、あるいは地域振興券を発行いただく、発行市町村の住民の皆様にご利用いただく、発行市町村内の店舗等事業所で利用可能とするようなものを地域の消費喚起と経済の活性化を目指して取り組んでいただこうとするものでございます。

これらの取組に県が上乗せ支援することで、市町村の工夫で事業計画に取り組まれた事業内容につきまして、さらに拡充を図らせていただいて、域内の経済効果、あるいは村民の皆様方の消費喚起、こういったことの拡大を期待するとともに、市町村の取組への後押しにもなろうかと考えています。大きな経済効果を期待するものでございます。

現在、予算成立を前提として、県内の市町村にこの計画の取組について事前調査を行っていただき、まだ全部ご回答いただいておりますが、多くの市町村で、取組の計画をいただいていると伺っております。以上でございます。

○池田委員 ありがとうございます。まさに今ご答弁のとおり、大きな経済効果を私も期待しております。

まず、県内でダメージを受けている事業者を救うために、しっかりと奈良県内で消費を喚起していく、これが大変重要だろうと思っております。

その中で、今回予算を組んでいただいておりますのが、県の上乗せ支援の予算として15億円組んでいただいております。本当にありがたいことだと思っております。先ほど申しましたように、コロナの影響で苦しんでおられる県内事業者に対して、とりわけ地元の事業者に、このお金が行き渡るようにしなければならないと私は思っておりますし、そうしないとこのプレミアム商品券や、あるいはクーポン券、地域振興券を発行する意味すらないのではないかと思っております。それぐらい大変だと思っております。

数年前に奈良県がプレミアム商品券を発行されたことがあって、そのときにも申し上げたのですけれども、使えるお店が県内、登録をすればどこでも使えるということでございますので、そのときもお尋ねして数字を出していただいたのですが、どうしても大

手の量販店、大手のスーパーマーケット、あるいは大手のチェーンレストランなどに多くが消費されてしまう、お金が流れてしまう、クーポン券が使われてしまうという実態がございました。そのときに、次回このようなプレミアム商品券などを発行する場合は、その辺りに留意をして、地元のお店屋さんで使っていただけるような仕組みをぜひお願いしたいと申し上げていたと思っています。ですから、今回のプレミアム商品券等についても同様でございまして、より地元限定した形で使用されることを私個人としては非常に望んでいるところです。

そこで、限られた予算、大切な予算を市町村の事業に上乘せ支援をするに当たって、県としてせつかく同額の上乗せ支援をするわけですから、市町村の事業に対して、口は挟めなくても意見はぜひ言っていただきたいと思いますと思うのです。つまりは、大手の店で使ってもらうのではなく、今回は、特に新型コロナウイルスの影響で苦しんでおられる事業者が県内至るところにありますので、地元のお店で使うようにと各市町村に促していただきたいと思います私は強く願っております。もっと言えば、休業要請で休業を余儀なくされた方々、そういった事業者に絞り込んで対象のお店屋さんにするというのも、私は今回に限っては必要なことではないかと思っております。

今後、長期化も予測されておりますので、私も本会議の代表質問で申し上げましたけれども、ぜひ生きたお金の使い方をそれぞれの事業においてお願いしたいと思います。市町村に対してどこまで物が言えるかは難しいところだとは思いますが、お金を出す県として、こういう形で県は期待しているという投げかけをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルスのダメージに苦しむ事業者からの経営相談についてお尋ねしたいと思います。経営相談についてどのような内容の相談が何件ぐらい寄せられているのかお聞かせいただきたいと思います。

○山田地域産業課長 経営相談窓口の状況につきまして答弁申し上げます。

本年1月29日から、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会並びによろず支援拠点において経営相談窓口を設置しております。6月22日までの相談件数ですけれども、累計で8,732件の相談が寄せられております。内訳ですが、金融に関する相談が5,120件、従業員の雇用等に関する相談が735件、その他の相談が2,887件でございます。

相談内容、特に金融関連では、売上の減少や、それに伴う資金繰りの悪化など、融資

制度や寄附金に関する相談が多く寄せられております。

従業員関係でございますが、事業所の休業や小学校等の休校に伴う休暇に対する手当支給についてのご相談も寄せられております。

その他の項目につきましては、売上回復のための販路開拓でありますとか商品PR、新しい働き方のためのテレワークやネットショップの導入についてのご相談が寄せられております。以上でございます。

○池田委員 ありがとうございます。

経営相談ですけれども、金融関係が件数としては一番多かったということです。休業を余儀なくされて、休業すると当然売上はゼロです。そこで止まってしまいます。また、外出自粛などで、飲食をはじめ、宿泊もちろん、いろいろな業界、業種・業態が、売上が大幅に減って大きなダメージを受けている。

そのような中で、奈良県におきましては制度融資の分野で非常に思い切った施策、支援策を打ち出していただきました。この制度融資ですが、奈良県内の中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するとして、県の制度融資の融資枠を3,000億円まで拡充しようということで取り組んでいただいております。

また、利率と保証料率を県が負担する、いわゆるゼロ・ゼロの特別措置については、もう既に6月16日までの登録受付分までということで終わってしまったわけですが、当初は年内いっぱいぐらいの受付登録までを、このゼロ・ゼロの対象にしていこうと聞き及んでいたわけですが、急に今回、この特別措置を見直すことになった、元に戻すことになった理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○山田地域産業課長 制度融資につきましてご説明申し上げます。

先日の本会議におきまして知事からもご答弁がありましたけれども、事業者への資金繰りを支援するため、3月17日から日本政策金融公庫におきまして、当初3年間実質無利子となる特別貸付制度が開始されております。そこに多くの申込みが見込まれ、融資決定が遅れることにより中小企業の資金繰りに支障を来すことが懸念される状況でございました。この状況を踏まえ、県として中小企業の資金繰りを強力に支援するため、制度融資の県単独資金につきまして3月30日から無利子・無保証料としたところでございます。

その後、4月16日には奈良県を含む全国に緊急事態宣言が出され、さらに地域の経済活動が制限されましたことから、引き続き強力な資金繰り支援が必要と判断いたしま

して、県単独資金の無利子・無保証料での融資を継続するとともに、5月1日に創設いたしました全国一斉の資金につきましても無利子・無保証料により対応することとしました。

5月14日には奈良県への緊急事態宣言が解除されましたことから、今後は事業者の皆様がそれぞれの事業活動の活性化に向けて取り組んでいただくフェーズになってきたと考えております。また、今般、国の第2次補正予算におきまして、政府系金融機関の実質無利子融資の継続や、融資限度額が大幅に拡充されましたので、県の無利子・無保証料による金融支援は一定の役割を果たせたと考えております。6月17日の保証申込み分から県単独資金につきまして通常利率としました。

なお、5月1日から設けております全国一斉の資金につきましても、当初3年間は無利子、全期間無保証料は継続をするとともに、融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げるなど、引き続き事業者の資金繰りを支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○池田委員 ご答弁ありがとうございます。

この奈良県の取組、全国に先駆けて制度融資の大胆な特別措置、ゼロ・ゼロを3月30日から実行していただきました。コロナの影響で資金繰りに苦しむ県内事業者は本当に助かったと思っております。私から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

県内の経済、それから産業を守る思いで必死に頑張っている事業者を支えるという意味で、すばらしい政治決断だったと評価しております。

先般の本会議の代表質問でも申し上げましたけれども、緊急事態が解除されて営業を5月末ぐらいから再開したものの、まだまだお客さんが戻ってきていないというのが現状であろうと思います。また3密を避ける意味で、例えば飲食などでは、席数を減らす対応をされるということも含めて、V字回復どころか、なかなか回復の見通し、兆しすらまだまだ見えてこない。売上が低迷をして、今なお多くの事業者が苦しんでおられます。まだまだ資金繰りに苦しんでいる事業者もおりますし、これから遅れて影響を受けるであろう業種も出てこようかと思っておりますので、ぜひ実情に合った支援、対応を今後も引き続きお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、今回、5億円の予算が組まれております県民向けの県内における宿泊等の割引キャンペーンについて、私からもお尋ねしたいと思っております。

観光関連の業界全体に波及するような制度設計をしていただきたいと私は考えておりますけれども、この割引キャンペーンの制度設計について、これは予算が確定して以後の具体的な話に当然なってくるわけでございますけれども、どのようなイメージを考えておられるのでしょうか。

また、開始の時期、先ほど中川委員から8月後半頃にスタートと聞いているというお話もございましたけれども、その開始の時期と終了の時期の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 宿泊の割引キャンペーンの制度設計について、具体的にどのようなイメージかということですが、観光関連産業にできるだけ波及効果があるようにということで、まず割引対象となるプランを作成していただくこととなります。これは、宿泊施設や県内の旅行会社にプランを作っていただく。1泊2食の平均的なプランであってももちろん構いませんが、それにプラスしてお寺とのタイアップで体験を盛り込むとか、あるいは旅行会社がバス・タクシーなどの交通事業者、あるいは飲食事業者とタイアップしてといったツアーを組むとか、いろいろな形のプランがあると思います。そういったものを作っていただいて、各参加事業者からいろいろな魅力的なプランをまずは出していただく中で、例えば1万5,000円のプランがあります、1万円を割引しますという場合であれば、こういったお金の流れになるかですが、利用者がまずそのプランを選んで、今後、県が選定します運営事業者に予約をしていただきます。利用者は割引後、1万5,000円のところ1万円割引ですので、残金の5,000円を支払っていただくことになる。割引の1万円につきましては、運営事業者から宿泊施設、あるいは旅行会社などへ支払いをするという仕組みになっております。

運営事業者からできるだけ早期にその割引分のお金を、宿泊事業者をはじめとする観光関連産業の事業者の方に行き渡るような仕組みを検討しているところでございます。以上でございます。

○池田委員 ありがとうございます。

時期についてはいかがでしょうか。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 キャンペーンの開始時期、終了時期でございますけれども、本議会におきまして、この補正予算をご審議いただき、ご承認いただいた後に、スピード感を持って、まずは運営事業者を選定してまいりたいと考えており

ます。できるだけ早く開始したいと思っております。終了時期につきましては、年を越えて1月末ぐらいまでを申込みの期限とできたらと考えております。

なお、その期間内に予算額が上限に達した場合は、そこでキャンペーンは終わるといふ形になろうかと思えます。

○池田委員 ぜひ、できるだけ早くスタートしていただきたいと思えます。8月後半ということはないと理解していてよろしいですね。答弁は求めませんので、よろしく願いしたいと思えます。

対象となる宿泊施設ですけれども、ホテル・旅館というのが対象となる一般的な宿泊施設ということでしょうけれども、それ以外に小規模の宿泊施設、最近、インバウンドの影響もあって、ここ数年、奈良県内でもいろいろな地域に、いろいろな宿泊施設ができてまいりました。例えばゲストハウスですとか、民泊も含めて。そういった小規模な施設も含めるべきだと私は考えておりますけれども、お考えをお聞かせいただきたいということと、先ほど森山委員から、バスに乗って吉野十津川へ旅行にというお話もございましたので、団体旅行も行けるのかと私も期待をしているのですけれども、これは個人旅行のみならず、バスを使つての団体旅行も対象になってくるのかについても併せてお聞かせください。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 このキャンペーンにつきましては、ホテル・旅館以外にもゲストハウス、簡易宿所、あるいは民泊についても対象にさせていただきたいと考えています。

それと、個人旅行だけかというお尋ねでございますが、団体旅行であっても対象とさせていただきたいと考えております。

○池田委員 団体旅行もオーケーということですが、ぜひ私、奈良市からバスを仕立てて十津川へ、いい宿を森山委員にご紹介いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

実際、今想定されているのはウェブでホームページサイトを立ち上げられて、これも大手旅行社のサイトを利用するというのではなく、新たに奈良県版の、この事業用のサイトを立ち上げられると伺っておりますけれども、そうなりますと、今、ネットでの申込みが主流になってきています。例えば実店舗がないところが運営事業者として選定をされた場合、ネット以外は、申し込めないのかという話になってくると思うのですが、例えば高齢の方でなかなか不得手な方とか、ネット環境にない方も多数おられると思

ます。ぜひ全ての県民の皆さんに、せっかくの機会ですから利用していただいて、今まで同じ奈良県内に住みながら行ったことのないところに出かけていくというのも、本当に大切なことだろうと思います。ネット環境にない方など全ての県民に対して利便性を高めていくために何か考えていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○夏原インバウンド戦略・宿泊力向上室長 できるだけたくさんの方にこのキャンペーンの割引を利用していただきたいという考え方は同じでございます。したがって、ネット利用が難しい高齢者の方については、コールセンターなど申込みやすい体制を工夫した形で、運営事業者と話し合いながらということにはなりますが、一番いいのは実店舗で申し込める形で、使い勝手のよい仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○池田委員 いずれにしても、この割引キャンペーン、ぜひ効果のあるようにしていただきたい。制度設計もそうですし、事業者の選定に当たっても、そういった仕様条件をつけて、ぜひ生きたお金が、関係の事業者に回るようお願いしたいと思います。先ほどほかの委員からのご質問の答弁で、聞きながら思っていたのですが、いろいろなプランが出てくるであろうと。そのプランをお客さんである県民が選ぶわけです。人気の出たプランは、今後、アフターコロナの時期になっても、定番の商品プランとして定着することも考えられますので、事業者も知恵を絞っていろいろなことにチャレンジして、この事業を盛り上げ、また成功に導いていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続いて、奈良県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、産業政策課にお尋ねしたいと思います。

本会議でも質問が出ておりましたけれども、この感染症拡大防止協力金につきまして、現在の申請件数と交付件数等の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

また、申請からどれぐらいで交付決定が打たれ、その後の振込に至っているのか、どれぐらいの日数、期間がかかっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○福留産業政策課長 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金についてのお尋ねでございます。

まず、申請受付件数でございますが、6月26日金曜日の時点で、受付件数は5,737件、交付決定済み件数、1,590件、そのうち支払った件数は、1,290件でございます。

受付後どれぐらいの日数を要しているかでございます。

現在、申請書類に特に不備がない場合、申請到着後からおおむね一月半後に交付決定して、通知書を申請者へ送付しております。その交付決定後、実際の振込につきましては約10日間いただいております。申請到着後振込までに2か月弱の期間をいただいているところでございます。その期間をいただいている理由は、いただいた申請書のうち、半数強に不備がある。添付書類がついていない、あるいは記入されていないことなどがございまして、不備がありましたら、申請者ごとに個別に連絡を取って補正しております。その補正に多くの時間と期間を要しています。以上でございます。

○池田委員 ありがとうございます。

2か月弱もかかっているのですね。4月末から受付が始まって、当初は、5月下旬に交付決定するというお話であって、1か月ぐらいで、当時はゴールデンウィークもありましたが、休みなしでやっていただいているということなので、本当に頭の下がる思いですが、1か月ぐらいで振り込まれると私も認識しておりました。知り合いの事業者にもそのようにお伝えをしてきたところですけども、今ご答弁をお伺いしますと2か月弱かかっているということでございます。

たしか第1回目の振込は5月22日だったと思うので、そういう意味では当初1か月ぐらいかかると言っていたが3週間で振り込んでいただいたということで、大分頑張っていたかと思っていたのですが、逆にすごくペースダウンしているということです。

たしか30人で作業にかかっていると4月28日の委員会で伺いましたけれども、半数強の申請で書類が整っていないと。その書類を整えるために個別に対応されている方に、結局かなりの人員が取られて、書類がせっかく整っているのに手続が進んでいかない、審査が進んでいかないということです。

申請者側にも大いに問題があると私は思います。きちっと分かりやすく必要書類も上げていただいておりますし、例示もしていただいております。当然既に交付決定された方は書類をきちっと整えられて申請を上げられたから振り込まれているわけです。不備な方をフォローしていくというのは大切なことですが、後回しにできないものなのかと個人的には思ったりもします。せっかくきちっと書類を整えて出しておられるのに2か月もかかる。当初の想定よりも倍近く期間がかかってしまう。どうなのかなと私は感じています。

実際、6月26日金曜日の時点で受付件数が5,737件で、交付決定済みが1,5

90件ということは、割合でいうと27.71%です。そのうち支払い済みの件数が1,290件、22.48%で、いずれも3割にも満たないということです。半数強が書類不備ということは、2,500件ぐらいは不備があったということでしょうけれども、約1,000件ぐらいの方がまだ待っている。きちっと書類を整えながら、長いこと待っているということです。

この後にお尋ねしようと思うのですが、今度は逆に市町村が上乘せ支援、協力金を出していただく自治体もあるのですが、私、4月28日に、何とか申請書類を簡素化できないかをご提案申し上げて、県からの交付決定通知書をもって、それぞれの市町村の申請書と併せて出してもらえば審査なしで、できるだけスピーディーに事業者さんに市町村の上乗せ協力金を支払えるように県のほうも動いていただいて、これもありがたいことだったのですが、結局、その次のステップに進めないわけです。

その辺り、やり方も考えていただきたいと思いますし、県内の事業をやっておられる事業者も、簡単に10万円、20万円のお金をもらえるわけがないので、きちっと書類は整えていただくように、今後このようなことがもしあるとするならば、後回しにするぐらいの感じでいいのではないかと個人的には、少し過激な言い方ですが、思っているところです。

私のところにも、前回の臨時議会の審議の最中に協力金の問合せがあって、必要書類等が議会後オープンになって、なぜこれだけたくさんの書類が要るのという問合せがありました。多分、委員さんにもたくさんあったと思いますけれども、実際、現場確認なしで営業をやっているかどうか営業実態を確認する、本当に休業したかどうか確認する、その他もろもろを書類で確認しようと思うと、これぐらいどうしても必要書類は要ると私も思います、ですから、そう言わないで、きちっとそろえて出してください、必ず協力金は出ますから、とご案内させていただいたのです。人を増やすのは予算もかかることですから、何か工夫していただいて、待つておられる事業者も多いと思いますので、ぜひ対応方、お願いしたいと思います。

あわせて、協力金を上乘せしている市町村はどれぐらいあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○福留産業政策課長 協力金に対して上乘せしている市町村でございますけれども、現時点で17市町村が上乘せしていると確認しております。

なお、4月の臨時議会のときに池田委員がおっしゃったように、県で審査しているの

で、市町村、申請者双方の負担軽減になるように、17市町村が県の交付決定通知の写しを提出書類の一つとされております。

県におきましても、また市町村がより対応しやすいように、先ほど申しました交付決定通知書に、本来、申請者名だけが多いのですが、その交付決定通知書に申請者の対象施設の名称、屋号であったり所在地を入れるなどして、より負担が軽減できるような工夫も行ったところでございます。

○池田委員 待っておられる方がたくさんおられますので、よろしく願います。

最後に、6月定例会で、先ほど中川委員からもご質問がございました奈良県産の食材を学校給食で提供する取組を支援するために、4億900万円の補正予算が提案されております。

そのことに関連してお尋ねしたいと思いますが、まず県産の牛肉と大和肉鶏の現在の出荷状況についてお聞かせいただきたいと思います。

また、先ほど杉山食と農の振興部長からお話ございましたけれども、値段についても、今どのような状況になっているのか教えてください。

○溝杭畜産課長 県外へ出荷している分もありますので、一部推計となりますけれども、今回対象としております県産牛の昨年度の生産頭数は約1,800頭、大和肉鶏も約8万6,000羽が出荷されております。今年3月以降、コロナの影響が出ておりますけれども、生産農家に確認したところ、現時点では大幅な出荷・生産調整を行っていないと聞いております。ただし、価格及び在庫については影響が出ております。

国産の和牛、交雑牛は、全国的に下落傾向にございます。県食肉センターに出荷後も、直近5月分対前年同月比で和牛がマイナス24%、県ブランド牛の大和牛につきましてはマイナス22%となっております。

また、大和肉鶏につきましては、生産農家から加工業者が原則固定価格で買い取っておりますので、現時点では価格の下落はございませんけれども、一方、主要販路でございますレストラン・ホテルが休業していることから、3月末頃から在庫が発生しております。6月の段階で通常出荷分の1か月強が冷凍在庫となっております。

○池田委員 豚はいかがですか。

○溝杭畜産課長 豚につきましては、食肉センター、東京・大阪の市場と比べましても、現時点では対前年同月比で4%程度の上昇となっております。

○池田委員 今回、県産牛肉と大和肉鶏に限定して学校給食に使用するというところで

ざいますが、この奈良に住んでいる、あるいは生まれ育っている奈良に、こんなにおいしいものがあるということ子どもたちに知っていただくことは大変意義あることだと思っております。

そこで提案ですけれども、さらに地元のおいしい県産牛肉、大和肉鶏、ヤマトポークもそうでございますが、さらに地元奈良で生産したものを奈良で消費を促進していくために、どちらかという県外ばかりに目を向けていると思うのですが、県内で、地元で消費を促進していくために、県内の例えば飲食店などで積極的にこの機会に使用していただくような仕組みをつくっていく取組も大切なことではないかと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○溝杭畜産課長 まず、この制度ですけれども、農林水産省の事業のフレームを使っております。生産から流通までの川下、流通で滞っております在庫を学校給食に提供することにより川上の生産農家を支援するとともに、学校給食でございますので、食育に役立てていただこうと。奈良県の事業の中では、原則として県産牛を使うことによって、県産のおいしい食べ物があるということも知っていただきたいということで、残念ながら学校給食に限定しております。ただし、他部局で、食育の場、子どもが食べる機会はほかにもあるということで、子ども食堂にも提供する事業をつくっていただいております。

県内の事業者に使っていただくということ、今後はアフターコロナという状況で、地域で県産品を利用する地産地消の取組は一層重要になってくると考えております。現段階では、生産農家を中心に構成される畜産農協、農協団体、県産ブランドの推進協議会におきまして、県産ブランドを使用いただいている飲食店をそれぞれのホームページに掲載してPRに利用していただいております。県も事務局として活動に関わっておりますけれども、発信力はまだまだ十分でないと考えております。まずは各推進団体と共に、より多くの県産ブランドを利用いただく飲食店をホームページに掲載してもらえよう働きかけたいと考えております。

また、下半期になりますけれども、大阪で開催します畜産団体と一緒にっておりますバイヤーに対する商談会におきましても、積極的にPRをしたいと考えております。

あわせて、食と農の振興部におきましては、県産農産物を提供する飲食店やホテル・旅館をおいしい奈良産協力店として認定する取組を進めております。そちらでも県畜産ブランドを利用いただける飲食店やホテルを増やす取組を進めていきたいと考えており

ます。

○池田委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろと質問をさせていただきましたけれども、繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染拡大によって多くの事業者が苦しんでおられる、大きなダメージを受けておられることは事実でございます。引き続き県内経済の実態をよく見ていただきたいと思います。

皆さんは行政の立場ですから、当事者の皆さん、事業者の皆さんからいろいろなお話を聞いていただき、状況を現場で感じていただくことによって、当事者と同じ目線でこれからも引き続き政策を考えていただきたいと思います。

こういった非常事態でございますので、大胆な政策とスピード感、同じお金を使うに当たっては、できるだけ大きな効果が得られるような実効性がポイントだと思いますので、引き続き当局におかれましては、県内の事業者をしっかりと支援していただけるようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。長い間、ありがとうございました。

○川口（延）委員長 審査の途中ですが、しばらく休憩します。15時45分をめぐりに再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

15：35分 休憩

15：48分 再開

○川口（延）委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開します。

○山中委員 それでは、私からも数点聞かせていただければと思ひます。

まず、先ほど説明頂きました予算案の概要でございますが、15ページの県内宿泊等促進キャンペーン事業についてお聞きしたいと思います。

観光庁から旅行者向けに「新しい旅のエチケット」という資料がございますが、発表されたことは皆さんもうご存じのことだと思ひます。今後、県内旅行をはじめ観光振興に当たって、旅行する皆さんが、感染リスクを避けながら安全に旅行をしていただくことが何よりも重要と考えます。

こうした観点から、旅行者視点での感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」が示されたところでございますが、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立していくために、奈良県として旅行者への普及・啓発に努めるべきと考えます。こういった具体的な取組があればお聞かせいただきたいと思います。

それと神奈川県では、新型コロナウイルスの感染防止対策をしながら安心して旅行を楽しんでいただくため、「感染しない・させない旅行者のための感染防止サポートブック」を作られております。

奈良県としてもうつさない・うつらないための旅行者へのガイドブックを作成されればと思いますが、ご所見も併せてお聞かせください。

○桐田ならの観光力向上課長 県の観光局におきましては、1月末ぐらいから県内の社寺であったり、観光案内所、宿泊施設などに対して、新型コロナウイルス感染症を防ぐためのチラシを状況が変わるたびに適宜送付させていただき、施設の掲出をお願いしています。来訪いただいた方などに対して、うつらない・うつさない対策の周知に努めてきたところでございます。

一方、今委員お述べのサポートブックの部分ですけれども、その作成を含めてどのようなやり方ができるのか、今後研究してまいりたいと考えています。以上でございます。

○山中委員 ありがとうございます。エチケットの部分は逐次やっていただいていたということですが、これは特に旅行者という観点でのエチケットということですので、この辺は観光庁から出ていますので、奈良県でもホームページを共有するような形で、しっかりと啓発頂きたいと思います。

また、今後研究頂けるということですが、8月には先ほど池田委員からもありましたように、県内の旅行が大きく進んでいくと考えます。ぜひともそれに合わせる形で、皆さんがこれを持って県内旅行を、また徐々に拡大していくような旅行に結びつけていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それと先ほど池田委員から、今奈良県が考えております県内宿泊等促進キャンペーン事業を、団体客も受けていくという話がありました。それに関連してですが、このキャンペーンの実施中に、県内小中学校の修学旅行の季節が重なってくると思います。そうしたときに、県内修学旅行もこのキャンペーン事業を使えるのか、この辺をお聞かせいただければと思います。

○葛本観光プロモーション課長 このキャンペーンにつきましては、対象はあくまで奈良県民に限っており、県内の宿泊施設などを絡めたプランを対象に考えております。県民の方が県内で修学旅行をするというのはなかなか考えにくいと思いますので、県外から来られた方は対象にはならないというのがお答えです。

○山中委員 コロナ禍で、特に小中学校の児童・生徒の修学旅行ですが、様々なことを

考えますと、県内での修学旅行も認めよう、推奨していこうということを福井県、また三重県の一部ですが考えておられるようです。

もちろん県内の子どもさんが県内での修学旅行に使うということになります。ちなみに三重県では、修学旅行や遠足などの学校行事で例えば伊勢市、尾鷲市など県南部の13市町を訪れる児童・生徒に対して一人当たり最大5,000円の補助を予定しております。

このキャンペーン事業も県内にお住まいの児童・生徒であれば、県内の修学旅行等に充てるということで使えると思いますので、答弁でそうですと言っていたら、しっかりと理解していきたいと思っております。

いずれにしても、一生に一度の修学旅行という機会ですので、このコロナ禍でキャンセルされることのないように、例え県内であっても行けるようにという、これは所管が違うと思いますが、このキャンペーンを使いながら実施できるように思います。

それでは二つ目にいきますけれども、同じく15ページの中小企業等再起支援事業と新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業の二つの事業、それぞれ聞いていきます。まず中小企業等再起支援事業ですが、県内の中小企業などの早期の再起を支援するため、新事業の創設や新業態への転換などの新しい生活様式に対応する取組に対して補助するとありますが、従来私どもはその新規事業の創出だったり、新業態への転換だけだと、こういった事業の中で投資をするから支援をしてくださいという話が結びつくのですが、ここに新しい生活様式を取り入れた形での支援ということになっていますので、どのような投資がイメージできるのか、少し具体的な話を聞かせていただきたいのが1点と、同じように、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業についても、どの辺まで対象にして今回のこの支援を受けられるのか、具体的な事例もお聞かせをいただけたらと思いますので、お願いします。

○大西産業振興総合センター所長 今回二つの補助事業を要求させていただいています。

まず最初の中小企業等再起支援事業でございますが、今回このコロナ禍の影響で、事業活動に制約を受け、あるいは売上が減少した県内の中小企業が今後の事業の再起を図り、新たな生活様式への対応、あるいは感染症に強い事業基盤を構築するなどの新規の取組または投資的な取組に対して補助させていただこうとするものです。

先ほど説明もさせていただきましたが、補助率は3分の2で、それぞれ製造業、非製造業、上限下限額を設けています。例示でございますけれども、一つに新たな生活様式

に対応したということで、自社の技術ノウハウをフルに生かしていただいて、新製品を開発いただく。いろいろなケースがございましょうけれども、例えば製造業を営んでおられる方が今回のコロナ禍におきまして、新たにコロナ対策への例えばガウンといったものの製造、新しい商品への取組、そのための生産体制、ラインを引くような設備投資、あるいは新サービスの業態転換ということで、店舗や工場等を改修するなど、感染防止の衛生設備や空調設備の導入、機器の導入などの取組、また物流面では、海外や国内からいろいろ資材調達等、部品調達もございますけれども、サプライチェーンの基礎を受け、滞っている面につきましても、新たに部品を自社で内製化するなどの取組に対します設備投資ですとか、環境整備ですとか、まだまだ広くいろいろ考えるものがあると思いますけれども、そういったものへの投資への支援と考えています。

もう1点は新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業でございますけれども、こちらと同じくコロナ禍におきまして非常に影響を受け、売上が減少された県内の中小企業の方、こちらはできるだけ業種業態幅広くご利用いただこうと考えておりますし、そういった面で今回のコロナ禍におきまして、感染防止対策を緊急に取組ながら早期の売上回復とか、顧客の獲得回復を図っていただくための具体的な取組と考えています。

これも例示で申し上げますと、例えば今回の影響でインターネット販売を強化していく、導入していくような取組、あるいは予約システムを構築する、あるいは販売促進のため、また顧客獲得のためのイベントの実施などの取組ですとか、また感染防止対策として、店舗での空調、空気清浄機、空調機器の導入、パーティションの設置、あるいは検温器、サーモグラフィーの導入を図るなども、また非接触型でテレワークを環境の整備、テレビ会議システムの導入、いろいろ考えられると思いますけれども、そういった緊急的な取組に対しまして、少し補助率を高めまして、4分の3、上限額は50万円でございますけれども、広く支援させていただければと考えています。以上でございます。

○山中委員 分かりました。これから様々な企業から応募が来ますので、それを受けて判断をとということになるろうかと思いますが、例えばこの新しい生活様式を取り入れたというところが難しく、この辺を丁寧に説明しながら申請受付をしていただきたいと思います。

そして新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業は、幅広にとおっしゃっていただきましたので、先ほどのテレワークとかネット環境の整備も含めて、身近なところへの投資もできると、私どももしっかりとPRしながら、多くの皆さんに使っていただいて、

新しい生活様式への備えというか、これは効率化というところにも関わってこようかと思しますので、進めていただきたいと思っています。

私も実は事業に関して、中小企業の皆さん、また個人でやっておられます小規模事業主の皆さんの話を聞きますと、それだけの支援を頂けるのだったらすごいなど、中小企業の場合、1,000万円という非常に大きな支援を頂けるということですので、非常に期待されています。

今、予算化されておりますのが10億2,500万円ですので、先ほど投資の件の融資額の話がございましたけれども、この10億円といえども意外とすつとこの枠に来てしまうということもあります。しっかりと周知もしていただかないといけないのですが、本当に県の産業を回復してくれる大きな投資ですので、しっかりと向けていただきたいと思っています。この事業の周知徹底、この事業の申請を受ける相談、それから申請の受け付け、この辺をどのように進めようとされているのか、聞かせてください。

○大西産業振興総合センター所長 二事業につきまして、一つはスピーディーにという点もございます。できるだけ申請者の負担にならないような形で申請書類の簡素化を図るなど、実際に補助事業は、これから要綱等詳細を固めてまいりますけれども、その辺を配慮した手続きにさせていただきたいと考えております。

また、申請書類などのチェック等にも時間を要します。また中小企業等再起支援事業のほうはオーダーの大きい補助事業で、設備投資等の計画と、取組の計画も提出をいただいた上での審査になります。お時間を頂戴することになりますが、できるだけ迅速に手続きできるようにしっかりと窓口の体制も整えてさせていただければと考えております。

また、50万円の新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業は、できるだけ幅広くお使いいただくこととスピード化を図り、現在のところ公益財団法人地域産業振興センターでよろず支援拠点なども運用いただいております、専門性の高い企業相談も執り行っておりますので、こちらの補助金につきましては、そちらを窓口で現在執行を考えており、準備を進めているところでございます。

また申請者の方々にはできるだけ分かりやすく、先ほど申し上げました取組事例ですとか、そういった点も周知徹底を図るべく県のホームページですとか、今後問い合わせが想定されます具体の項目につきましてもホームページに載せるなどして、周知を図ってまいりたいと考えております。

あとは当然県内の商工団体、経済団体とも連携し、皆様に周知を図り、できるだけご利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○山中委員 分かりました。詳細の制度については鋭意今から進めていただけたらと思っております。

例えば持続化給付金は、前年同月比で50%の減でした。今後、家賃支援給付金という制度が出てきます。これも同じように、前年同月比50%減、もしくは連続する3か月間で、前年度比30%減になった場合は対象としましょうということで、給付金の制度が作られています。

ただ、これほど大きな減を設定してしまいますと、なかなかこの対象にならない。また持続化給付金を受けた人が、同じように支援金を受けることにもなってしまいます。もちろん、これはこれで大事なことですが、50%の減少には至っていないけれども、なかなか支援の手がないということも私どものほうにたくさん寄せられております。そういった方にもしっかりと今回の緊急支援事業が行き渡るように、制度設計を考えていただきたいと思います。

県内のそれぞれの事業所にしっかりと状況を聞いていただくことで、状況にあった支援ができると思いますので、しっかりと要点設定をしていただきますようお願いしておきます。

今回進めていただく事業とは直接関係ないかも分かりませんが、特に新しい生活様式や感染防止という部分で、多くの飲食店などもこの事業を使っていただけたらと思います。そうした中で、今東京と大阪ですが、大阪は皆さんご存じのように、「やってまっせ！感染症対策」というステッカーを貼られています。東京でも、感染防止徹底宣言というこのようなステッカーを貼りながら、お店に来られる方に対して、安全で安心して来ていただくという取組をしていただいております。

こうした支援をするからには当然感染症対策、または新しい生活様式への対応をされるわけです。県としてもガイドラインも既に設けておりますので、このガイドラインを満足したところについては、県が一定の確認をしながら皆さんに安心して来ていただけるよう、環境づくりをすることは非常に大事だと思います。この件については、要望ではなくて、もしご所見があればお願いしたいと思います。

○乾産業・観光・雇用振興部次長（企画管理室長事務取扱） 私からお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る対策全般につきましては、危機管理セクションでございます防災統括室の所管ではございますけれども、経済活動を担っていただいております事業所等を職掌します部局の観点から少しお話をさせていただきたいと思っております。

山中委員からご紹介いただきました、感染症対策に取り組んでいただいている事業所に対して、県もそれをバックアップするようなPRをしたらどうかというお話でございました。実を申しますと少しよく似た取組をずっとやっていますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

去る5月28日、第5回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれまして、感染拡大を予防する生活様式の定着に取り組む方針を示した「関西新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」が採択されました。その宣言の趣旨に賛同していただいて、感染拡大を予防する生活様式の定着に取り組んでいただいている事業者を応援しようということで、それぞれポスターを作成し、店舗等で掲げてもらうよう促進するようにされています。

これを受けまして、本県でも防災統括室で、例えば「換気のためにドアを開けています」でありますとか、「入場時に体調をチェック中」などを、せんとくんが宣言するような仕立ての奈良県版ポスター用データを県のホームページに掲載して、事業者の皆様にご活用いただくようお願いしているところでございます。

未知なるウイルスとの戦いは、県だけではなく事業者の皆様、もちろん県民の皆様の協力が必要で、まさに総力戦の様を呈していると思っております。これからもご紹介いただきましたような、他府県での先進事例なども参考に第2波に備えるため、様々な知恵を絞ってまいりたいと考えています。以上でございます。

○山中委員 関西広域連合の宣言を受けて、奈良県版ポスターを作っていただいていると。できるだけ分かりやすく、県民が見てこの店は大丈夫ということがPRできるようにお願いしたいと思っております。

いずれにしても、本当に県のシンクタンクと言われる皆さんが総力を上げて対応していかないと、まだまだ先が見えません。私どもも、各事業所の本当にそれを必要とする皆さんにPRをしていきますので、遅滞なくスムーズに進むようにしていただきますよう申し上げまして終わります。ありがとうございました。

○川口（延）委員長 ほかにございませんか。ほかになければ付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。

○池田委員 自由民主党と致しましては、当委員会に付託を受けております全ての議案に賛成します。

○西川委員 自民党奈良も本会議に提案されています議案全てに賛成をさせていただきます。

○和田委員 創生奈良として、付託議案全て賛成します。

○森山委員 新政ながらも付託された議案に賛成します。

○中川委員 日本維新の会も付託議案の全てに賛成します。

○山中委員 公明党も付託議案の全てに賛成します。

○川口（延）委員長 ただいまより、付託を受けました議案について採決を行います。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではお諮りいたします。

議第54号中、当委員会所管分、議第64号中、当委員会所管分及び報第20号中、当委員会所管分について、原案どおり可決または承認することにご異議がありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。よって、ただいまの議案3件につきましては原案どおり可決することに決しました。

次に報告案件についてであります。報第2号中、当委員会所管分、報第4号、報第9号から報第13号及び報第21号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。なお、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますのでご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。観光局長から一般財団法人奈良県ビジターズビューローのコンプライアンス問題と、その対応についての報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告を願います。

○土屋観光局長 それでは、一般財団法人奈良県ビジターズビューローのコンプライアンス問題とその対応について、説明させていただきます。着席にて失礼いたします。

「一般財団法人奈良県ビジターズビューローのコンプライアンス問題とその対応につ

いて」という資料をご覧いただければと思います。

まず資料の説明に入ります前に、経済労働委員会の所管替えがございましたので、本委員会では、この問題につきまして初めてご説明させていただくことになります。したがって、経緯につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

奈良県ビジターズビューローでございますけれども、平成21年4月に設立された機関でございます。奈良県観光の地域づくりのかじ取りを担います観光産業の振興、地域活性化を目指した組織で、奈良県知事が理事長となっております。

昨年の秋でございますが、この法人の職員からコンプライアンスに関する申し立て等がございました。併せまして、同時期に労働基準監督署からも職員の勤務時間、就業規則の取扱いといった、不適切な部分については是正勧告が出された経緯がございます。

こういったことから、法人の理事長であります奈良県知事から、法人の監事に対して、監査をするように依頼したところでございます。

内容と致しましては、法令・定款違反、委託事業に関する不適切な執行、パワハラ問題、こういったところについての監査依頼でございました。

この監査結果でございますけれども、3月26日に報告されております。指摘事項と致しましては、制定すべき規則が未制定といった一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、あるいは定款に従った運営がされていなかった、労働法令が不遵守であった、あるいは会計処理に不適切な部分があった、またパワハラ関係と致しましては、パワハラが存在すると断定するには至らなかったけれども、組織内で議論を丁寧にしなさいといった指摘がございました。また、会計処理の部分につきましては、県の調査を別途行う必要があるという指摘がされております。

これを受けまして、5日後の3月31日に知事から県の監査委員に対しても、監査の要求が行われ、5月28日に監査結果が報告されたところでございます。この監査結果とその対応がおおむねの現状の方針になりますのでご説明いたします。

2ページをお開きいただければと思います。まずビジターズビューローに関しての監査の結果とその対応でございます。4、監査の結果をご覧いただきますと、指摘は大きく4点ございました。

まず(1)内部統制に関する事項に関しましては、理事会での業務出向状況の報告回数が不足している、必要な理事会の決議を得ていないものがある、こういったものが指摘され、定款などの遵守の徹底が求められているところでございます。

二つ目、財務諸表の関係でございますけれども、これにつきましては正味財産増減計算書に記載の決算額と総勘定元帳の記載金額に相違があるといったことなどが指摘されまして、事後的な検証が可能となるように決算時の記録の整理、書類の適切な作成が求められているところでございます。

三つ目、監事監査につきましては、法人内部の監査におきまして、チェック機能が十分に果たされていなかったのではないかとという指摘をされ、監査の時間を増やす、補助者の活用などにより、監事監査を充実されるよう指摘がされました。

四つ目、県の補助金負担金等により実施する事業についても指摘がございまして、県に提出した補助金実績報告書の内容が、総勘定元帳の記載内容と相違しているといった指摘をされ、実績報告書などに実態を反映して適正に記載することを徹底するといったことが求められたところでございます。

これを踏まえ、ビューロー側が求めた改善策の主なものについてご説明いたします。

3 ページをご覧くださいければと思います。大きく3本の観点から直すと言っており、一つ目が（1）業務ガバナンスの強化という観点で、定款や規則の制定、見直しに取り組むということです。特に、4 ページ、④「事務局の組織と運営に関する規程」の見直しの中で、常勤役員の体制について、運営と事業を分業して運営管理を所掌する常勤の副理事長を設置するといったことを大きな改善のポイントとしております。

二つ目でございますけれども、（2）財務ガバナンスの強化ということで、これは会計事務マニュアルの整備、会計実務研修の実施を行うとしております。

三つ目、（3）管理ガバナンスの強化では、コンプライアンス規定を制定する、就業規則を見直す、職員研修を実施するなどを行うとしております。

この改善の取組などにつきましては、ビューロー事務局において、プログレスレポートを定期的に作成して、理事長、監事に定期的に報告することとされたところでございます。

次に県観光局に対する指摘でございます。6 ページ、4、監査の結果、大きく2点について指摘をされておりますけれども、まず一つ目、ビューローに対する補助金等に係る事務と致しまして、実績報告書の記載内容がビューローの元帳と相違していた、あるいは県が支出証拠書類によって実際の金額の確認を行っていないといった指摘がございました。したがって、ビューローに対して実績報告書などを適正に記載するよう指導するといったことが求められたところでございます。

二つ目でございます。(2) ビューローに再委託されていた委託契約等に係る事務について、奈良県観光キャンペーン業務委託契約書で一部再委託されている部分がございますけれども、県は再委託の報告を受けていなかったといった指摘、県の許諾が必要な再委託の範囲を明確化するとともに、受託者から再委託の状況を含めて事業の実施状況を適切に報告を受けなさいといった指摘がございました。

これに対しまして、県の観光局としての対応が7ページでございます。それぞれ監査で指摘されました指摘に真摯に対応するといったことを書かせていただいたところでございます。ビューローに対する補助金業務について指導するという部分につきましては、文書により必要な指導をするといったこと、あるいは補助金交付要綱の改正を検討することなど、監査の指摘にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、一部支出証拠書類をきちんと見なさいといった指摘に対しましては、令和元年の決算からは既に対応しているところでございます。

こういったことを通じまして、業務の適正化を図ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川口(延)委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めて質問があればご発言願います。長時間に及んでおりますので、質問は端的かつ明瞭にご協力ください。

○和田委員 のどを痛めており、時間もたっておりますので、4問の質問を3間にしたいと思います。

報告の1ページ、3月26日の、特別監査結果のパワハラ関係について、断定するには至らないがというところ、どう解釈しているのかお示し願いたいと思います。

それから外部団体の奈良県ビジターズビューローであります、会計の問題は人の問題だと思えます。そういう意味で、改善方よろしくお願ひしたいし、5ページの特に就業規則の見直しについては、きちんと作成して私たちにも分かるように努力願ひたいと思えます。

○葛本観光プロモーション課長 パワハラにつきましては、ご承知のとおり職員からパワハラということが言われていたところですが、それを受けて法人監事が聞き取り等を行いながら監査を行った結果、パワハラという事実を認定するには至らなかったというところです。

続きまして、事務処理につきましては、和田委員の述べられたとおり真摯に受け止めて、会計も含めて今後きっちりと処理をしていくように対応していこうと思っております。

ころでございます。既に令和元年度の決算におきましては、観光局の職員もビューローの職場に行き、きっちりと処理等を見ながら監査を実施したところでございます。

就業規則につきましては労働基準監督署と調整し、修正していると聞いております。以上でございます。

○和田委員 この1ページのパワハラ関係については断定する事実を調べるには時間がなかったと解釈できると思うのですが、どうでしょう。

○葛本観光プロモーション課長 時間というよりも、パワハラとは認定できないということで、今後はしっかりと相談できる窓口を作って、職場環境を整えていくという結果になっております。

○和田委員 企業は人材なりと言われておりますから、人材が何より大切です。そういう意味で、最近20人前後辞めたということは異常だと思いますので、対処願いたいと思います。

それから、一つは働き方改革、この新型コロナウイルス感染症の影響で事業者は皆大変です。その中で働き方改革を具体的に実施するとすれば、どういうやり方で実現していくのか、県として法律を遵守、具体化するよと言うならば、どういう指導をしていくのか、それをお示し願いたい。

それから経済活動が始まりました。そうしたら依然として人手不足が直面する課題でございます。今、事業者も労働者もみんな失業、あるいは休業に入っているわけですから、そういう中での外国人労働者の処遇はどうなっているのか、これを聞きたいと思います。

三点目は、中小企業魅力発信月間が7月に始まります。中小企業や小規模事業者の魅力を訴えるということは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中では大変重要だと思います。健康対策も重要ですが、それとともにこの方面で力を入れる必要があると思うのです。魅力の発信のためにどのような取組をするのか、それを聞きたい。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 働き方と外国人労働者の処遇につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目のコロナ禍におきます働き方改革の具体的な推進でございますけれども、和田委員お述べのとおり、平成31年から働き方改革推進法が施行されております。県では、具体的には各事業所に働き方改革を推進できるように、専門家の派遣、ワークショップまたは育児休業給付金に上乘せの補助など、様々な支援を行ってまいりました。

併せて働きやすい職場づくりを推進するための社員・シャイン職場づくり推進企業の登録を進めており、現在200企業近く登録社数を増やすことができました。

ただ新型コロナウイルス感染症対策として、今回多くの企業で進められました在宅勤務につきましては、準備不足もあったのでしょうか、セキュリティ対策でありますとかコミュニケーション不足、勤怠管理につきまして多くの課題を残している状況でございます。

このことを踏まえ、6月補正予算におきまして、奈良県での新しい働き方の検討を進めるために必要な経費を計上させていただいております。具体的には今回のコロナ対応に係る取組を通じて明らかになりました課題等の検証・分析を進め、他の事例等を参考に奈良県での新たな働き方を検討してまいりたいと考えております。

二つ目の外国人労働者の処遇についてでございますけれども、本来外国人労働者は、日本人同様、労働基準関係法令の適用を受けております。雇用する企業が日本人よりも不当に扱うことは許されません。奈良労働局に、処遇の相談などについて確認しましたところ、何件か就職先や雇用保険などについての相談、お問い合わせ等があるということです。

国内の外国人労働者は昨年10月現在で、1,100事業所に5,563名の方が働いておられ、労働違反については非常に懸念される場所ですけれども、平成30年に労働基準監督署が実施しました監督指導などで、県内技能実習実施者、77事業場に対して51事業場で労働基準関係法令違反が認められました。直近のコロナ禍での状況につきましては、確認しましたけれども今現在労働局で状況は把握していないということでございます。

県におきましては、やはり外国人労働者の権利を守るためにも、例えばなら労働時報にも外国人雇用はルールを守って適正にというテーマで掲載を行いましたし、雇入れ、辞職時の届け出や適切な雇用管理につきましても、県内の事業所や労働者に対し、啓発も行っていきます。

今年度でございますが、外国人を雇用する企業が参加するセミナーなどを活用して、労働関係法令の周知に取り組んでまいります。以上でございます。

○福留産業政策課長 中小企業魅力発信月間でありまして7月にどのような取組をしていくのかというお尋ねでございます。

7月20日は中小企業の日、7月は中小企業魅力発信月間として、中小企業の存在意

義や魅力などに関する正しい理解を広く醸成することを目的として、令和元年6月に中小企業庁が定めたところでございます。

昨年定められたということと、コロナ禍でもございましたので、その日時等はまだ十分周知されていないと思っております。まずは県民の皆様方に広く知ってもらう必要があると考えているところでございます。

その中で、県内の全家庭に配付されます県民だよりに記事を掲載させていただくこととしました。中小企業魅力発信月間でありまして7月号に1ページ分記事を掲載しております。早いところで今週配付されている、遅いところでも来週、7月第1週目ぐらいに全家庭に配付されます。

また、今後中小企業の日を表すロゴマークにつきましても、県から発する文書等に載せることによって、周知を図ってまいりたいと思っております。地域の雇用と経済を支えます中小企業は本県にとって大切な存在で、今後もその魅力発信に向けて取組を推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

○和田委員 働き方改革ですが、労働力調査を政府は毎年やっております。5月末に発表した労働力調査を見ますと、就業者は正規職員が1年前の4月と比較すると、63万人増えている。これはよいことだと思います。ところが、非正規は去年4月を見ると、97万人減っている。非正規の労働者は非常に厳しい状況だと思います。

さらに休業者の状況ですが、今年4月は493万人の労働者が休業に入っている。1年前は正規も非正規も併せて140万人の休業者で、353万人休業者が増えているということになります。大変厳しいということですね。

そういうことを考えた場合、経済活動に皆一生懸命取り組んでおりますが、実態はどうなのか、これを把握する必要があると思います。働き方改革、あるいは外国人労働者、労働力の確保が重要だと思います。

三つ目に言った中小企業魅力発信月間は大切にする必要があると思います。外国人労働者の場合は、日本語がたどたどしい人がたくさんいると思います。そういうことでは、相談を受ける行政、あるいは労働局、どういう懸念があるのか、これを教えてほしい。

それから、魅力発信月間についても具体的に啓発する必要がありますが、魅力というからには、魅力の内容が重要だと思います。魅力を何の観点で啓発していくのか、それを教えてほしいと思います。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進課長 外国人労働者の関係でお答えさせて

いただきます。

本年、コロナ禍ですけれども、将来的には少子高齢化で、労働力不足がかなり問題になっております。その中で、和田委員お述べの外国人労働者対策は非常に重要な位置付けと県としても受け止めております。

昨年度、奈良県の県内外国人就労者を対象にしまして、県内就労促進調査を行いました。その中でも外国人の技能実習生は、引き続き奈良県内で働きたいという結果が出ておりました。やはりこれからの外国人労働者等の受入れについて、しっかりと検討していく必要があると考えております。

その一つとして、今年度新組織として、外国人・人材活用推進室が立ち上がり、将来に向けての外国人の受入れ安定についての課題の検討を進めることを使命に今年度取り組んでおります。

また現在、コロナ禍の対応としましては、今回の6月補正予算の中にも、こちら奈良県経済労働緊急調査検討事業を1,000万円予算計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症によります経済労働情勢への影響を分析し、本県の実情における経済の再活性化と、新しい生活様式の実践に対応した取組を検討となっておりますが、当然外国人労働者の状況につきましても早急に把握したいと考えています。

今後もしっかりと外国人対策には取り組んでまいります。以上でございます。

○福留産業政策課長 本県の中小企業は企業数で約9割、従業員者数で約4割を占めています。県民の経済活動、地域の経済活動、あるいは社会活動に、大変重要な役割を担っているところです。

奈良県小規模企業振興条例におきましても、小規模企業の多様な技術や特色ある地域資源の活用を図ることによって推進していくということを、基本理念として定めているところです。

そういったことを元に、中小企業の経営資源の確保を図る、あるいは資金供給の円滑を図る、あるいは創業及び創造的な事業活動の推進を図ることを基本方針で定めており、そういった観点で県も施策を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○和田委員 この場ではさらに深めるには時間がございませんので、また別の機会に話し合いをさせていただきます。ありがとうございました。

○森山委員 端的に4問質問させていただきたいと思います。

一つ目は今後の観光客の誘客の一つについてです。今定例会で、今後の本県の観光客

の呼び戻し手順についてお示し頂いたところです。今年、年明けから東京の国立博物館で、出雲と大和という特別展が開催されたことはご案内のとおりでございます。これは奈良県と島根県のそれぞれの名宝を多数展示して、人気も上々だったと聞いております。

残念ながらコロナ禍で最後まで続けることはできませんでしたが、それでも13万人を超える方が足を運んだということで、人気も高かったと聞いております。この機会によって、首都圏の人はもちろん出雲や大和のよさが分かったと思います。奈良県の方は出雲のよさも歴史のよさも知りましたし、島根県の方は奈良の名宝のよさを確認できたと思うのです。

今後県外からの観光客を呼び戻す切り口の一つとして、今回同じ主催者でやった島根県とのご縁を生かして、奈良県が主体となって出雲から大和へ、また大和から出雲へという双方の名所を訪れるようなツアーを、誘客の一つとして考えるというのは時期的に生きてくるのではないかと思います。この時期の効果が高い誘客の一つとしてこういう提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご見解を示していただけたらと思っております。

二つ目、コロナの影響による雇用問題について、質問させていただきます。雇い止めは全国的な傾向として、宿泊業、飲食業、製造業の順番に多いと聞いておりますけれども、県内もほぼ同様でしょうか。県内で雇い止めは約300名と聞いておりますけれども、この300名という数字は、率直な印象として少ないのではないかと感じます。契約社員や派遣社員、またパートやバイト等の非正規の方についてもそうですし、さらには技能実習生などの外国人労働者もいわゆる雇用調整として、優先して解雇や雇い止めのターゲットになっていることはないのか気になっています。この辺りの正確な実態の把握が大切だと考えているのですけれども、その辺りはどうでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

三つ目、コロナ禍の影響によるフードバンク事業についてでございます。休校になって学校給食が休止になり、その給食の食材を有効活用しようと、一時的に保管する場所や設備などが必要ということで、食材のストック量が増加していく中で、県当局が迅速に対応していただいたおかげでロスは少なかったと聞いております。

しかし、第2波、第3波と今後も続いて起こるかもしれないことを想定すると、今回課題となった緊急時に、一度に大量に保管するという体制整備が今後必要になってくると感じますけれども、どうなのかお答え頂きたいと思っております。

最後四つ目です。先ほどから新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、また緊急融

資についての質問が複数ございました。いろいろ聞かせていただきましたけれども、緊急融資が全体として今、申請がどれぐらいあって、どれぐらいが交付決定で、先ほど協力金でお答えいただいたと同様の内容で、申請してから実行まで融資はどれぐらいかかっているのか、分かる範囲でお示し頂きたいと思います。以上4点よろしく申し上げます。

○葛本観光プロモーション課長 1点目の質問は島根県からの観光客誘致と理解しているところです。ご承知のとおり、古事記、あるいは日本書紀という観点から言えば、奈良県と島根県というのはすごいゆかりを持っておりまして、奈良県が観光客誘致をする上で、すごく強い武器であると認識しております。

観光の流れがモノ消費からコト消費に変わっておりますので、そういうストーリーがあることは、これから誘致していく上での大きな武器と考えております。

奈良県は1300年以上の歴史もございます。島根県に限らず全国各地にこういういろいろなゆかりがありますので、そういうものを積極的に取り入れながら、感染症が収束に向かう中で県内の観光客の誘導から、近府県に、そして徐々に中国地方、四国地方、あるいは九州、関東、東北と広がっていくわけです。そんな中で、森山委員お述べのゆかりにつきましては、大きく活用しながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○山中雇用政策課長兼外国人・人材活用推進室長 奈良県における新型コロナウイルス感染症による雇用状況でございますけれども、こちらにつきましては奈良労働局から、就業地別有効求人倍率等が毎月公表されております。直近は令和2年4月分として、1.5倍ということで、全国の1.32倍との比較では上回っておりますけれども、1月分は1.65倍でしたので、既に0.14ポイント低下しております。

個別に将来の見通しも奈良労働局に確認しますと、さらに下がると聞いております。非常に私どもも懸念しております。ただ、森山委員お求めの正規、非正規やその内訳につきましては、労働局でも把握はしておりません。実数として求職者数が減っていることだけは間違いございませんというお答えでございました。私どももその点は心配しているのですけれども、現在そういう状況でございます。以上でございます。

○原食と農の振興部次長（豊かな食と農の振興課長事務取扱） 学校給食の休止に伴う未利用食材の配送等の今後の対応についてお答えします。

学校給食におきましては、今年3月からそういった食材が出てきたということで、冷

凍食品等でございますが、食品ロス削減を推進していくという観点から、県としましてはフードバンクと連携を密にして、子ども食堂等にお配りすることが大事だということで取り組んできたところです。

3月は県単事業で、3市1町の3.1トン、4月、5月は国庫補助事業も活用しながら、3市2町の4.6トンに対応させていただきました。今後第2波、第3波に備えて、まずは最近使いました国庫補助事業の内容が少し見直され、期間も12月末までになりましたし、フードバンク自身が事業主体となって、倉庫や配送車両を借り上げるというものも対象になってきましたので、そういったことも活用しながら進めてまいりたいと考えております。

また本年度の当初予算で未利用食品活用促進事業を創設させていただきました。こちらの事業は、学校給食だけでなく民間等から発生する未利用食品を寄付頂いた場合にフードバンク等での活用に使えるように、その集配送が円滑に行われるようにしていくものですので、フードバンク活動への補助という形で現在準備を進めさせていただいております。

こういったことを踏まえ、フードバンクとともにいろいろと連携を図りながら、第2波、第3波にも備えていきたいと考えております。以上でございます。

○山田地域産業課長 制度融資についてのお尋ねでございます。6月24日現在、融資が実行されてお客様のところにお金が入っている金額ですが、1,430億円となっております。

どのぐらいの期間がかかるのかについてですけれども、実のところ補助金の申請と違い、審査が2通りございます。まず信用保証協会における保証審査に当たり、信用保険要件と申しまして、事業の実態、資本金、従業員数、それから業種、許可の有無等の要件確認がまずございます。それから与信審査というものがございまして、資金の必要性、保証申込金額が事業実態に照らして適正であるかどうか審査されます。

例えば売上高や仕入額、それから足元の流動性等の規模、それらに照らして申込額が適正であるかといった観点で審査が行われますので、場合によっては追加の書類が発生する場合もございます。こうしたことから、融資期間ですけれども、一概に何日間ということは申し上げられないというのが実態でございます。以上でございます。

○森山委員 それぞれご答弁ありがとうございました。出雲と大和の件ですけれども、ストーリー性があるというのは本当にそうだと思います。この冊子を1枚、目を通した

だけでも、非常に格好のいいストーリーがあると感じておりますので、ぜひ特にこの時期ですから生かしていただきたいと思います。今後の展開に期待しております。

二つ目、雇用状況の件ですけれども、有効求人倍率が下がっていているということでは、雇用の状況は確認できるけれども、なかなか非正規のほうは確認ができていないということです。しかしその存在は非常に貴重な戦力で大切な存在ですので、また今後正確な実態の把握に努めていただきたいと思います。

フードバンクもよろしくをお願いします。

今お答えいただいた融資の実行までの期間がなかなか分からないということですが、協力金の期間が、先ほど池田委員の質問で、約2か月弱ぐらいかかるということが分かりました。頂けるほうの協力金はそのぐらいかかるというのは申請した側にとっては非常に厳しい現状ですけれども、受けられる給付金がなかったときによくよく考えて、最後融資、借りるほう、返さなければならぬほうの選択になって、進めていくときに聞く話では結構時間がかかっているということです。個人事業主も含めて苦しんでいる人が多数いるという、非常に時間がかかるというのは十分承知しているのですけれども、それでもしっかりとした審査の上、実行するまでの日が1日でも短くなるように引き続いて支援をしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○池田委員 豚熱に関わって質問をさせていただきたいと思います。

私もこれまで、豚熱から養豚農家を守るために、昨年来いろいろとこの委員会や本会議で申し上げてきたのは、風評被害に関わって経営支援、あるいは補償をお願いしたい、奈良県では幸いにして豚熱は発生していないわけですが、隣接県まで感染が拡大していることから、奈良県においてもワクチンの接種に向けた取組をとということで、これは実施していただいているところでございます。

また次の段階として、この3月の予算委員会のために、ワクチンベルトをぜひ奈良県でも実施を早急にしていただきたいとお願いしていたわけですが、その後どのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 経口ワクチンの散布事業ですけれども、昨年度までは豚コレラと言われておりましたCSFの感染源の一つと考えております野生イノシシが、経口ワクチンを食べて免疫をつけることで、ウイルス濃度を下げて養豚場での発生リスクを下げることを目的としております。

京都府、三重県との県境付近で感染野生イノシシが確認されているため、発生地域に

隣接する奈良市東部地域、山添村、宇陀市室生地域でベルト状にワクチンを散布することとしました。先週25日より、地元猟友会、奈良市の協力の下、奈良テレビにも取材頂きましたけれども、奈良市東部地域、柳生・月ヶ瀬地域で、ワクチン散布を始めております。その他の地域につきましても、7月中に散布を完了する予定となっております。

散布は年3回行うことになっております。今年度中に残りの2回を実施する予定でございます。なお、散布地域につきましては、今後の感染イノシシの発生状況を見ながら随時見直すこととしております。ご質問ありがとうございます。

○池田委員 引き続きよろしくお願ひします。終わります。

○中川委員 私からは、奈良県ビジターズビューロー問題の対応について、4月臨時議会で成立しました新型コロナ感染症拡大防止協力金について、大きく2点でございます。

新聞社の方もいらっしゃって、世論の関心が高いのかなと思います。

ライトな話から始めたいと思うのですがけれども、中西専務理事もあまり反省をされていないようで、最近こういったことをおっしゃっているようです。「若いやつが県の観光局長に就いて何も分からへんから尻尾振ってきてるんや」と、来客の方にお話ししているそうですけれども、何かそういった類のお付き合いを観光局長はされているのでしょうか。

○土屋観光局長 ビジターズビューローにつきましては、所管の団体でございますので、いろいろな意味で意見交換しながら進めていく必要があろうと思っております。そのところは、具体的にどういう発言をされてそれがどういう真意なのか私は分かりませんが、いずれにしても、私は観光局長としてこの場に立たせていただいております。観光局長としては県の観光行政を進めるという意味で、一つの重要なアクターですので、しっかりとうまく連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○中川委員 今回、簡潔にいきたいと思うのですがけれども、こちらの法人は、県から多額の補助金であったり、そういった支出がございましたり、県下の出資法人でありますので連結対象団体でもございます。毎年事業報告書を県議会提出しております。この6月議会にも2019年度の事業報告書が提出されています。中西康博さんが専務理事に着任した2018年度につきましては、数々の不明朗な会計であったり、粉飾決算があったということが監査で事実認定されて、明らかになっております。

しかしながら、3月26日にございました理事会評議委員会で報告されました監査結果、また5月29日の理事会評議委員会で報告されました監査結果を見ましても、操作

された金額の一部が記載されているだけです。2018年度の正しい決算内容はこれだと、正しい事業報告書はこれだといった全容につきましては公開されていない状況でございます。

そこで観光局長にお尋ねしたいのですが、なぜ今議会に修正された2018年度の決算内容であったり、それらを含む事業報告書が改めて提出されていないのかについてお聞きしたいと思っております。

○土屋観光局長 修正された決算の提出ということでご指摘を頂きましたけれども、ビクターズビューローからは、平成30年度の決算自体について誤りはないということで事業報告書に訂正の必要な箇所がないという認識だと伺っております。

そういったことを踏まえ、議会への再報告は必要ないと考えているところでございます。

○中川委員 監査報告を見ていると、実際に何もやっていなくて、ゼロで計上するのが本当なのに、見え方として何もやっていないというのはよろしくないの、他のところからかき集めてきて記載しようと、専務からの指示があってそういった会計操作をしましたと、内部から聞いておりました。そういった声自体は書いていないですけども、そういった類の会計操作の話は監査報告書にございましたので、決算につきましてはどこか修正があるのかなと思っておりました。自信を持って言い切られましたので、こちらでも調査をして見直したいと思っております。

次の質問ですけれども、5月29日の評議委員会、私も傍聴していたのですけれども、差し支えなければ私が議長を務めさせていただきますという発言をされまして、議事進行役を観光局長が引き受けられていました。一方で質問はされていませんでしたけれども、当事者に何も問いたださずに、これまでこの議会で問題になってきた論点につきまして議会で答えることはできるとか、説明責任を果たすことはできると捉えているのでしょうか。

また、観光局長はこちらの法人の評議員として名前を連ねている。そういった意義はどこにあると自覚されているのでしょうか。県民の皆様からお金を預かった上で観光支援官が来まして、一定の目的の元、こちらの法人にも人件費補助金であったり、事業費補助金を支出しているわけでございます。そのお金が適切に、効果的に使われているのかチェックするというのが第一にある役割ではないかと私は考えております。

しかるに、理事長である荒井正吾知事のほうを向いて、スムーズな議事進行をすると

というのがあなたの役割なのかどうかと、私は非常に見ていて違和感を感じたわけでございますけれども、どうぞ理解されているのでしょうか。

○土屋観光局長 まず1点目の理事会評議委員会におけます私の議事進行でございます。その場で議長ということで挙手をしまして、ご指名いただきましたので議事進行をやりました。基本的には報告案件それぞれについて、報告を頂いたあとで、意見があれば意見をしっかりと行っていただくという場でございます。私はあくまで議長といいますが、進行役でございますので、その説明を促す、そしてその意見の時間をしっかりと取るという中立的な議事進行をしたということでございます。

2点目の評議委員の立場になっている理由と、効果的な県費の執行についての役割ではないかといったご指摘だったと思います。ビジターズビューローは、県が出資している法人で、県の観光行政を進行していくに当たり重要な機関でございます。そういう意味で実際に人件費の補助も出しておりますし、しっかりとした形で関与するという意味で、評議員にこれまでもなってきたと理解します。

効果的な使われ方ということについてはもちろんご指摘のとおりでございます。昨年来のところで今日ご報告させていただきました一連の会計処理ですとか、そういったところについては、反省すべき点があるかと思えます。それについては、ビジターズビューローも改善策という形でまとめて理事会でも承認を頂いておりますので、しっかりとやっていただくとともに、私どももしっかり見ていきたいと思えます。私どもに指摘があった部分についてはしっかりと対応していく。

いずれにしても、会計処理につきましては、今年度の決算からは支出証拠書類などについて立ち返って、県の補助のところが会計処理ができているかどうかは、今後共しっかりと確認していきたいと思っております。

○中川委員 議長になったら質問しにくいので、そもそも手を挙げる場合ではないのではないかと、そういった観点だったのですけれども、次の質問にしていきたいと思っております。

奈良県の観光につきまして、一定の目的を持って集めている費用がございます。県から1,800万円、県内の市町村から900万円、事業者から900万円、合計3,600万円の、知れば知るほど奈良はおもしろいキャンペーンにつきまして質問したいと思っております。

集めた金額に対する効果であったり、残金が明確になるように特別会計だったものを、

中西専務理事が着任した2018年度から取りやめられ、一般会計に混ぜ込んで使途が不明瞭になっているといった問題がございました。監査結果もございましたし、報道もあったので、こういったキャンペーンにつきまして、このようなものに払いたくないといった声を頂いていますし、そもそもビジターズビューローの年会費について払いたくないといったお声も頂戴しております。

このキャンペーンは、そもそも事業者とは契約書を結ばずに払わされてきたものですので、一昨年から不満の声がございました。

このキャンペーンにつきまして、2020年度は結局どのような扱いになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

事業計画書を見ても、全部収入がゼロで上がっていますので、これは何だと思ったのですけれども、他の記述も確認できなかったもので、聞いておきたいと思っております。

こちらのキャンペーンは、特別会計だったのですけれども、現場トップの中西専務理事が、理事会であったり理事長の了承なく勝手に一般会計に繰り入れて、効果や残金が不明瞭になっているということが監査でも明らかになっているのです。2018年度に支出をした1,800万円、2019年度支出した1,800万円は県としてどのように総括されているのか、お答えいただきたいと思っております。観光局長どうでしょう。

○土屋観光局長 2019年度、2018年度の実際の会計処理について、正確なところを担当課長から答弁させたいと思います。

○葛本観光プロモーション課長 知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーンにつきまして、説明させていただきますと、まずJR東海等と、JRキャンペーンに活用している事業等、商品造成、地域素材発掘、昨年度から薬師寺との連携キャンペーンをやっておりますので、そういう事業に充てているところでございます。以上です。

○中川委員 そういった費用に充てられたというのは知っているのですけれども、それに対してどれぐらいお金が残ったのか、効果はどうだったのか、1,800万円を県として出して、それがどうだったのか、そういった総括があったのかということだったのですけれども、これは答えられないだろうと思いつつ質問していますので、なかなか答えにくい問題だと受け止めております。

もともと特別会計だったのを一般会計に取り込んでおりますので、中西専務理事がフリーハンドで使えるお金を作りたかったのかなといった受け止め方をしております。

続きまして、2018年度につきましては、監査が綿密に行われまして、こういった

ずさんな運営の実態が事実として確定しているわけです。中西専務理事が業務執行理事として勤務をしていた2017年度以前につきましては、特別監査が行われておりませんけれども、問題はなかったのでしょうか。

観光局長はこういったことも含めて評議委員会で追及しないといけなかったのではないかと思いますけれども、どう考えているのでしょうか。

○土屋観光局長 今回、昨年秋からの一連のご指摘いただいておりますビジターズビューローのコンプライアンスを中心とした問題、あるいは会計処理の問題、2018年度に法人監査を求められたところを調査をしたということです。

また、2019年度以降につきましては、決算という形での先日の理事会でも報告がありました。2018年度にそういった指摘がありましたので、それ以降についてしっかりと改善していく方向でございます。

○中川委員 そうしましたら、業務執行理事として入っていた2017年度より前につきましては、問題はあったかもしれないしなかったかもしれない。分からないということでしょうか。

○土屋観光局長 そこにつきましては、監査の対象になっていませんし、現時点で内容について特段私から申し上げるだけの資料が手元にはございません。

○中川委員 県からのお金を預かる立場として、評議員という立場でそういったことも追及するべきだったのでないかと私は思っております。

これだけの問題が起こっているのですけれども、定款上最も責任がある理事長、荒井正吾さん、そして現場トップであります専務理事中西康博さんに対しまして、何らかの処分があったのか確認したいと思っております。

具体的に町なかの声を紹介したいと思いますけれども、「あいつむちゃくちゃやっとな」と、「誰か止めるもんおらんかったんか」とのお声です。「よう追及してくれたな。うみをどんどん出してほしい」と、南都銀行の行員さんからの声でございます。また、県庁職員の方からも投書がございました。読み上げますと、「昨年の県会での告発にも関わらず、当の張本人は全く反省の態度もなく、俺は悪くない、何も改めないなどほざいているようです。バックに県のトップ、議会のドンがついているからでしょうか。また、トップも〇〇がいるからもっとよくなると豪語しているようです」。多分文脈で言うと中西さんでしょう。「私物化、やりたい放題、行き当たりばったりの仕事、人格を無視した言動、こんなことが許されてよいのか。現職、OBのときを調べれば幾

らでもぼろはでてくるでしょう。こんなものが評価されてよいのか」。そういったお声も県庁の中から投書を頂いております。

象徴的なエピソードとして、監査で今回認定されております定款違反につきまして、具体的には理事会を既定の回数開催していなかったことについても紹介したいと思っております。2018年度中に、理事会の開催回数が足りないのではないかと当時の事務局長が気付きました。彼は彼なりに開催できるように準備を相当進めていたわけです。しかしながら、中西専務理事はそんなものやなくていいと取り下げ、結局やらないまま年度を終えて、監査で定款違反ではないかと指摘されたといった経緯がございます。

中西専務理事の供述では、何と、知っていたら必ずやっていた、当時の事務局長も全て自分が悪いと言っていると言っているそうです。とんでもないという感じでございます。私はそのようなことは言っていない、専務理事もそんなことをしゃべったこともないと彼は言うわけで、中西専務理事が勝手に元事務局長の発言を捏造して罪をなすりつけようとしていたわけです。

また、ビジターズビューロー職員から理事長に宛てて書かれたお手紙にはこういったことも書かれております。朝礼などの場で身長が低いことをやゆされる、事務所内ではげやおかまなどとやゆされるといった個人の侵害、喫煙所にて膝蹴りを受けたり、陰部を触られるなどの身体的な攻撃、専務理事室での面談の際には、意見具申を繰り返せば退職に追い込んでやると恫喝されるといった精神的な攻撃、こういったことがたくさん書かれております。

先日の関西テレビの報道ランナーでも放映されておりますけれども、体を売ってでも金取って来いと。元気のよい、体、手足の動くやつが、なぜ奈良に住むのかなどといった暴言であったり、威圧的な発言を繰り返して、結果として中西氏が常勤の専務理事となった2018年4月から今年3月までのちょうど2年間で延べ雇用数37名のうち20名が退職していきました。大量離職があったという客観的な数字がございます。

監査報告におきましても、違法なパワハラが存在したと断定するには至らなかったが、だからと言って何の問題もなかったということではないという記述がございます。これは原本の特別監査報告書に書いてあるものですがけれども、要するに問題はあったということです。

この表現が本日配付されました資料におきましては、組織内の議論を丁寧に進める必要ありと、そういった柔らかい表現でまとめられているのは少し違うのではないかと個

人的に思っております。

こういった中西専務理事によります非常識な運営があり、またそれを野放しにしていた荒井理事長、もっと言いますと定款すら読まずに自らの権限であったり、責任を自覚していなかった荒井理事長は、機関決定として処分はなかったのでしょうか。観光局長、お答えください。

○土屋観光局長 結論的に処分等はございません。今、中川委員からいろいろ町なかの意見や、ビジターズビューロー内の意見をご紹介頂きましたけれども、あくまでその監査等をやった、認定された事実が結果報告でございます。認定された部分では、簡単にまとめておりますけれども、パワハラが存在したと断定するには至っていないというのが最終的に判断されたことでございます。したがって、これに基づき、いろいろな対処をしているとご理解いただければと思います。

○中川委員 パワハラにつきましては、証拠も残っていないので、直ちに断定はできないだろうと片付けられたのですけれども、それ以外でも不明朗な会計処理であったり、違法な運営であったり、数々の問題点が監査で出てきているわけです。それにしても処分はなかったということが確認できました。

続きまして、今回ご説明いただきました、常勤の副理事長を置くという話でございますけれども、7月1日から県の元観光局長の福井さんがいらっしゃると聞き及んでいるのですけれども、そういった理解でよろしいのか、あるいは、評議委員会におきましては、書面の議決だったと思うのですけれども、観光局長は評議員としてどう評価をして、評決をしたのか、お答えいただきたいと思っております。

○土屋観光局長 今ご指摘いただきました改善項目中の常勤の副理事長を設置をするという件につきましては、もう理事会の手続も終わっており、ご指摘いただきました元観光局長をされておりました福井さんが副理事長として就任することとなっております。

正確なところを申し上げますと評議委員会におきましては、常勤の副理事長にするという意思決定ではなく、まず理事に選任するということでの評議委員会の議決でございますので、そこは書面決議があったときにしかるべく手続をしております。

○中川委員 前回の5月29日の理事会評議委員会におきまして、常勤の副理事長を置くということは方針として決まっているわけですので、その後になりました書面議決である評議委員会におきましては、追加の理事として上がってくるこの人が常勤の副理事長等になる想定であろうと思っております。観光局長におかれましては、この福井さん

で大丈夫だろうと判断されたという理解で正しいでしょうか。

○土屋観光局長 繰り返しになりますけれども、私は評議員としての役割でございますので、評議委員会の一員としましては、あくまで理事として選任することが適切かどうかという観点での判断でございます。その時点で常勤の副理事長になるかどうか、それが自明かどうかという話は別として、その意思決定を求められてはおりません。

○中川委員 これは通告しておりませんので、酷な質問になるであろうというのは分かりながら質問しております。

人件費の補助金であったり、事業費の補助金であったり、県から多額の補助金がございます。例えば人件費でしたら18名分、2018年度でいいますと、総額で8,498万2,165円の補助金が出ております。そのうち例えば、中西専務理事に対しましては給与手当として664万2,000円、福利厚生費105万328円、計769万2,328円といった金額が出ております。全部県のお金です。

こういった補助金が多額に出ているわけで、見直し自体は毎年行っていると思うのです。こういった問題が今回監査で認定されている以上は2021年度予算につきましては、例年に増して厳しい目を持って見直しを図るべきではないかと考えているのですけれども、観光局長、どのようにお考えでしょうか。

○土屋観光局長 来年度の予算につきましては、しかるべき時期にしっかりと議論をする必要があるかと思えます。ご指摘いただきました専務の金額のみならず、組織としてしっかりと仕事をしていただくことが必要ですので、いろいろなところを総合的に含めながら考えていかななくてはいけないと思えます。

○中川委員 しかるべき時期とは何月ぐらいからそういった検討に入ると思っていたらいいでしょうか。

○土屋観光局長 これは当初予算で組むものですので、議会には2月に提出をさせていただくことになろうと思えます。そのスケジュール感がどういったものになるのか、今確定的に申し上げられる段階にはないということをご理解いただければと思えます。

○中川委員 さすが国から来られてそつなく答えるなど思っております。ビクターズビューローにつきましては一旦こういった形で終わりたいと思っております。

あと大きく一つ残っておりますのが、先日の臨時議会で成立しました新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましてはでございます。

先ほどの質疑の中で、6月22日金曜日現在で、5,737件の受け付けをしており、

交付決定が済んでいるのが1, 590件と聞いておりますけれども、この交付決定しているものは、総額はどれぐらいになるのか教えていただきたいです。

○福留産業政策課長 交付決定1, 590件でございます。それを法人は20万円、個人事業主は10万円ということで、それぞれ計算いたしましたら法人は270件、個人は1, 320件でございますので、それぞれ20万円と10万円を乗じましたら、約1億9, 000万円ということでございます。

○中川委員 なぜこういうこと聞くのかという話ですけれども、4月臨時議会で聞かれました予算との乖離が何によるものなのかといった観点で質問をしております。このとき我々が議決しました予算額につきましては、対象となる全ての中小企業と個人事業主に支給しても足りる額だと説明されております。したがって、この予算額に対する執行率が、ある程度成果になると思っていたのですけれども、この予算額との乖離は実際にどういうところで生じていると承知していますか。

○福留産業政策課長 先ほど申しました執行額と予算の見積もりとの乖離のご質問でございます。予算で見込みましたのは1万5, 000件、法人3, 000件、個人1万2, 000件でございます。この数字は平成28年経済センサスの統計資料、中分類を用いまして、休業要請の対象となります事業数を想定しております。予算が不足することはあつてはならないので、給付要請の対象となる施設が含まれる業種を広めに取って集計しております。

集計に当たり、他府県とも情報交換を行い、歩調を合わせて平成28年経済センサス中分類を用いて集計させていただきました。中川委員ご指摘の乖離する要因としましては、例えば飲食店におきまして、今回の休業要請の対象外となる営業時間が夜の8時までの飲食店などが、その予算で見込んだ集計に入っているところからでございます。以上でございます。

○中川委員 経済センサスを元に数を割り出したという話で、対象となる時間帯であるのかどうかというところまでは分からないので、より幅広に数を見てこれだけあつたら大丈夫という予算額を設けたと、そういった理解でよろしいでしょうか。

○福留産業政策課長 そういうことでございます。例えば先ほど食事提供施設を申し上げましたけれども、それ以外に施設を有していない事業等も含んでいるところもございます。

○中川委員 分かりました。違った観点ですけれども、書類の不備が少なくないと同っ

ております。具体的にどういった不備がある、あるいはどういった書類の添付漏れが多いという実感を持っているのでしょうか。これはきちっと書類がなくても体感としてこういうのが多いといった話で結構ですので、お話しただけならと思っております。

○福留産業政策課長 添付資料としまして、まずは営業実態を確認できる資料として、確定申告の写し、あるいは開業届、そういった資料をお願いしているところですが、そういったものが欠如しておったり、4月25日から5月6日までの休業を補助金の給付対象としているのですけれども、その間の休業を示す書類がなかったり、そういった書類が欠如しているというところでは。

○中川委員 そうしますと、記入が漏れているというよりは、特定の書類が添付漏れというのが多いというのが実態でしょうか。

○福留産業政策課長 そのようなことではございます。

○中川委員 実態が明らかになってまいりました。そういった上で、業務上に改善すべき点として、どういったものがあるのか、また既に改善できた点をご紹介いただけたらと思っております。

○福留産業政策課長 今回初めてこういった業務をしておりますので、二重、三重にチェックしているところでございます。それで先方さんに不備なところを連絡する場合も、チェックリストを送付して、これとこれをきちんとつけてくださいといったことを途中から取り入れたり、そういう改善はしております。

○中川委員 なかなか大変な作業であろうと思っております。課だけでは人数が足りなくて応援を依頼したり、外部から人を入れたりといったことも伺っております。

そういった中で、本来業務にいつ頃戻れるのかという質問をしたいと思っております。こういった今回の工夫であったりノウハウにつきましては、第2波が来たときに備え、糧にしていきたいと受け止めているのですけれども、一方で課としての本来業務も重要であると思っております。本来業務を圧迫しているといった状態が長きにわたることも懸念をしております。復帰できるのはいつ頃になる見込みでしょうか。

○福留産業政策課長 申請書の受付が明日、6月30日を締切としております。その後は既に到着した申請書の審査のみになりますので、おおむね7月いっぱいまで産業政策課におけます審査は終えたいと考えているところです。

現在は、協力金の審査業務に注力して、通常業務は、必要最小限の業務を行っているところでございますけれども、7月末に協力金の事務の終了を目指して、その後は通常

業務を本格稼働させていけたらと考えております。以上でございます。

○中川委員 8月ぐらいからは本来業務に復帰できるのではないかと、そういった感触を得ました。

最後に言いつ放しで終わっておきたいと思っているのですけれども、今回、飲食の店舗につきまして出していました中小企業であったり個人事業主であったりという話でした。そういった形ではない、例えばNPO法人がカフェをやっている、社会福祉法人がカフェをやったり、そういったところも相談がたくさんありました。部局は別ですけれども、そういったところも県として考えていってほしいと思っております。

店舗につきまして、支援という形でしたけれども、店舗が休業するに当たり、そこに卸している業者も卸す場所がなくなるという点でしんどいという現場の声を頂いております。そういった方々につきましては、また別のスキームで救済措置があると思うのですけれども、そういった方々にも改めて目を向けてほしいと思っております。

これで本当に終わったらいいですけれども、また第2波、第3波ありましたら大変ですので、今回のやり方、工夫の仕方も糧にして頑張ってもらいたいと思っております。以上で終わります。

○川口（延）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかになければこれもちまして質問を終わります。

次に委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それではそのようにさせていただきます。

それでは一言ご挨拶を申し上げます。この構成による委員会は特別な事情が生じない限り、本日が最終になると思っております。昨年5月の正副委員長就任以来、委員各位並びに理事者の皆様方のご協力を頂き、無事任務を果たすことができましたこと、深く感謝を申し上げ、簡単ではございますが正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

これもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。